

開会の日 令和5年3月15日(水)  
場 所 協 議 会 室

◆出席委員 (13人)

1 番	小 笠 原	美 保 子
2 番	水 上	雅 廣
3 番	谷 口	敬 信
4 番	上ヶ吹	豊 孝
5 番	井 端	浩 二
6 番	澤	史 朗
7 番	住 田	清 美
8 番	徳 島	純 次
9 番	前 川	文 博
10番	野 村	勝 憲
11番	籠 山	恵 美子
12番	高 原	邦 子
13番	葛 谷	寛 徳

◆欠席委員 (なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
総務部長	谷 尻	孝 之
管財課長	砂 田	健 太 郎
危機管理監	高 見	友 康
総務部参事兼総務課長	洞 口	廣 之
財政課長	上 畑	浩 司
税務課長	竹 原	尚 司
総務課長補佐兼行政係長	下 通	剛
総務課人事給与係長	田 中	裕 子
管財課情報システム係長	松 井	洋 子
管財課指定管理係長	澤 田	充 弘
会計管理者	齋 藤	和 彦
企画部長	森 田	雄 一 郎
総合政策課長	田 中	義 也
総合政策課長補佐兼秘書室長	西 田	博 和
総合政策課広報係長	井 畑	仁 志
総合政策課長補佐兼政策企画係長	土 田	治 昭
総合政策課ふるさと応援係長	土 田	憲 司
市民福祉部長	藤 井	弘 史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹	信 也
市民福祉部次長兼市民保健課長	渡 邊	康 智
地域生活安心支援センター長	中 切	智 子

地域包括ケア課長	佐藤博文
子育て応援課長	今村安志
総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長	森本睦
地域包括ケア課介護保険係長	籠戸重明
地域包括ケア課高齢支援係長	竹林久緒
地域包括ケア課地域医療係長	中垣由香
地域包括ケア課地域包括支援センター	井谷直裕
宮川・杉原診療所担当係長兼河合診療	上野愛子
市民保健課長補佐兼健康推進係長	後藤和宏
古川保健センター担当係長	小洞尚子
市民保健課長補佐兼市民係長	川上聡子
市民保健課保険年金係長	廣元久之
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清水浩美
子育て応援課子育て政策係長	中垣浩太郎

◆職務のため出席した  
事務局員

議会事務局長	岡田浩和
書記	倉坪正明
書記	畠中みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第43号	令和5年度飛騨市一般会計予算
議案第44号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
議案第45号	令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
議案第46号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計予算
議案第53号	令和5年度飛騨市情報施設特別会計予算

（開会 午前10時00分）

## ◆開会

## ●委員長（住田清美）

皆様おはようございます。ただいまより、第2回予算特別委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員でございます。

本委員会の会議録の署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元にお配りした付託一覧表のとおりです。説明につきましては、初めに一般会計歳入・歳出予算について所管部局長が順に説明を行い、終了した後に質疑を行います。特別会計、企業会計予算につきましては、所管部局の一般会計の質疑が終了した後に引き続き説明と質疑を行います。一般会計、特別会計、企業会計、全ての説明と質疑が終了した後に、当委員会の取りまとめを行います。

審査に入ります前に皆様をお願いいたします。マスクをつけての発言になろうかと思いますが、できるだけマイクを近づけて大きめの声でお願いいたします。質問は一問一答制とし、内容がしっかりと伝わるよう、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を告げ、質疑は資料の該当ページを示してから発言されるようお願いいたします。

また、理事者側の説明及び答弁については、委員長から指名を受けた後、部局長以外の職員については、所属と名前を告げてから行ってください。なお、理事者側の説明におきましても、提示資料、例えば「予算書です。」とか「説明資料です。」とか、それを事前にお示しいただいてから説明に入っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

## ◆議案第43号 令和5年度飛騨市一般会計予算について

【総務部・会計事務局・議会事務局・監査委員事務局所管】

## ●委員長（住田清美）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第43号、令和5年度飛騨市一般会計予算について、総務部、会計事務局、議会事務局、監査委員事務局所管の歳入・歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

## ●委員長（住田清美）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

## □総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第43号、令和5年度飛騨市一般会計予算、総務部所管の説明をさせていただきます。

表をお願いいたします。一般会計予算総額を、182億円と定めるものでございます。

少し飛んでいただきまして、9ページまでお願いいたします。第2表、地方債でございます。辺地対策事業の公共林道整備事業ほか、30の事業を設定するものでございます。

少し飛びまして、14ページまでお願いいたします。歳入の市税になります。まず、個人市民税でございます。人口減があるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度に控えて見込んでいた税額の反動から、対前年度2,200万円の増を見込んでおるところでございます。法人市民税でございます。近年業績を伸ばしている企業があるものの、主要企業への聞き取り等では、原材料や光熱費の高騰による今後の収益減が懸念されており、令和5年度当初予算では、対前年度と同額として見込んだところでございます。その下、固定資産税でございます。土地につきましては継続的な地価下落に伴う時点修正を反映し、家屋につきましては評価額の変動はないものの、新築及び取り壊しの実績を考慮して推計しました。償却資産につきましては、小水力発電施設をはじめとした7件の減免期間終了に伴うものや、企業の設備投資を考慮して推計した結果、全体で対前年度800万円の微増と見込んだところでございます。最下段及び次ページにも及びますが、軽自動車税でございますが、経年劣化などによります車両の買い換え時に適用されます新税率と旧税率との差額を推計した結果、対前年度210万円の減と見込んだところでございます。その下、市たばこ税でございますが、令和4年度の課税実績をもとに推計した結果、対前年度700万円の増と見込みました。最下段の入湯税でございますが、コロナ禍後の動向が不透明であることから、対前年度と同額として推計したところでございます。結果、市税全体としましては、対前年度3,515万3,000円の増と見込んだところでございます。

16ページをお願いいたします。地方譲与税につきましては、国の地方財政計画による伸び率を考慮して計上しております。

また、利子割交付金から18ページの環境性能割交付金につきましては、県の推計値を参考にし、全て計上しているところでございます。

また、地方特例交付金につきましては、地方財政計画に沿って対前年度170万円の減としているところでございます。

最下段の地方交付税における普通交付税でございますが、公債費の減少による影響で2.7億円の減。地方財政計画における税収等の伸びで0.8億円の減と見込みました。一方で、臨時財政対策債の振替で0.5億円の増、国の交付税総額の伸び率から1億円の増と見込み、前年度比2億円減の59億円を計上するところでございます。次に、特別交付税でございます。当該年度の特種財政事情によって交付されるものであることから、前年度同額の6億円としました。

次に、人件費について説明いたします。148ページをお願いいたします。こちらのほう、特別職の給与費明細書でございますが、その他の特別職が前年度と比較して増えております。これは指定統計の調査員、岐阜県議会議員選挙、飛騨市長、市議会議員選挙に伴うものでございます。149ページをお願いいたします。一般職、こちらのほう正職員と会計年度任用職員の合計になりますが、給与費の明細書になります。一般会計における職員数は、正職員と会計年度任用職員合わせて732名となります。150ページをお願いいたします。正職員の給与費明細書となります。職員数は再任用の職員と合わせ351名となり、前年度より3名増えておるところでございますが、退職、採用、会計間異動による変化でございます。給与費は、職員の退職及び採用による増減に加え定期昇給・昇格、会計間異動等の事由により、前年度との比較では給料が2,366万1,000円の増、手当が554万6,000円の増、共済費が1,274万5,000円の増となり、全体では4,195万2,000円の増額となります。次ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与費明細書となります。職員数は、パートタイム職員と合わせて381名で、前年度より16名の増となります。前年度との比較では、報酬が3,119

万7,000円の増、給料は3,095万6,000円の減、職員手当は30万2,000円の減、共済費は497万7,000円の増、合計で491万6,000円の増となります。次に、特別会計と企業会計の人件費でございますが、これから説明する数字は各特別会計等々の予算書の人件費を合計した数値となりますので個別の資料はございません。あらかじめご了承願いたいと思います。ゆっくり説明します。まず、正職員の人数は138名を見込み、前年度より3名増となりますが、こちらのほうも退職、採用、会計間異動によるものでございます。次に会計年度任用職員でございます。フルタイムが36名、パートタイム47名の計83名を見込み、特別会計、企業会計全体の職員数でございますが、221名となります。次に正職員の人件費でございますが、給料が前年度比較1,149万8,000円の増、手当が670万7,000円の増、共済費が1,388万円の減となりまして、合わせて432万5,000円の増となります。会計年度任用職員の予算額につきましては、前年度との比較で報酬が637万5,000円の増、給料が492万2,000円の減、手当が286万7,000円の減、共済費が23万9,000円の減となり、合わせて165万3,000円の減となります。最後に特別会計及び企業会計の人件費全体でございます。13億4,947万2,000円となり、前年度より267万2,000円の増となっているところでございます。

それでは次に、予算主要事業の概要。資料のほうを御覧いただきたいと思います。総務部のものがございます。

3ページをお願いいたします。まず、防災行政無線のデジタル化に向けた設計でございます。防災行政無線につきましては、現行のアナログシステムからデジタル化に向け、令和4年度で基本構想をまとめ、それをもとに令和5年度では、今後の整備工事に向けた設計業務を行います。今後は、令和6年度及び令和7年度の2か年で整備を実施し、令和8年度からデジタル化の運用を予定しているところでございます。

4ページをお願いいたします。ドローンを活用した災害時等の初動対応でございます。自然災害等が発生した際に現地の確認を行うことは、二次災害のリスクもあり確認までに相当な時間を要しますが、一方で、迅速・正確な現場確認の重要性が高いことから、ドローンを活用し迅速な初動に備えるものでございます。そこで、市内の専門事業者と連携し、必要な事象が発生した場合には確認を依頼するものでございます。想定としましては、雪崩、崖崩れ等の土砂災害及び前兆現象、倒木などにより送電に支障を及ぼしているような状況、そして台風、大雨、河川氾濫等、現地に出向くことが困難な事案を想定しているところでございます。

5ページをお願いいたします。こちらのほうは、防災士との連携による地域防災力の強化でございます。飛騨市防災士協会は、現在200名ほどの団体へと発展しているところでございます。新年度では、市と連携し毎月28日を飛騨市防災点検の日と定め、防災点検の呼びかけや、避難所運営協力防災士制度を創設し、防災士を対象とした避難所開設運営訓練などを開催します。また、避難所運営協力防災士のうち、医療、介護、福祉に係る公的専門資格を有している方を福祉防災士として位置付けまして、福祉避難所の開設運営に協力いただく体制を整えます。

6ページをお願いいたします。インターンシップを生かした職員採用活動でございます。毎年の職員採用試験では、通常の新卒枠に加えまして、社会人枠や公務員枠など、間口を広げた募集を行っておりますが、職員の確保には非常に苦戦しているところでございます。様々な要因がありますが、市が進めている前例のない取組などが就活生に伝わっていないことも要因の1つとして捉えておりまして、現在のインターンシップ制度を見直し、受験者数の増加を目指すところでございます。具体的には、休学中の大学生を対象に会計年度任用職員採用枠を設けまして、長期

のインターンシップとして実際に勤務していただき、町づくりのための企画や特産品の販路開拓など、具体的なミッションを提供するものでございます。また、「お試し飛騨市役所」として夏休みの5日間程度でございますが、企画、福祉、観光、建設、教育分野などで実践的なメニューを準備し、業務内容の魅力を感じていただくというようなことを想定しておるところでございます。

8ページをお願いいたします。行政区等による自治会活動の支援でございます。行政区や自治会の活動の中には危険を伴うものもありまして、活動に起因する偶発事故に備えまして市内の約8割の行政区等が自治会等活動保険に加入していらっしゃいます。そこで保険料の負担を支援することで、各種活動の維持継続を促進するものでございます。

9ページをお願いいたします。空家の維持管理の支援でございます。空き家は状態を悪化させないためにも、定期的な見回りや、敷地内の草刈り、冬季の除雪など、日頃の管理が重要となります。しかし、所有者等が高齢または遠方居住者等の理由によりまして、定期的な管理ができない、手間や費用がかかるといったことが課題となっております。そこで、空き家管理に関するサービスを実施する事業者が通常の価格を割引いて提供した場合、その割引額を対象として市が事業者に対して支援することで、適正な維持管理を促進するものでございます。

11ページをお願いいたします。地域公共交通に関する名古屋大学との共同研究の実施でございます。市では、令和4年1月に締結しました名古屋大学の連携協定に基づきまして、地域公共交通の活性化に向けた共同研究を実施しているところでございます。新年度では、令和4年度に見直しを実施した神岡町内の路線を運行開始するとともに、河合町、宮川町を重点地域として路線等の見直しを進め、利用しやすい公共交通の実現を目指すところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。市長・市議選挙における選挙公営制度の導入でございます。公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現し、選挙の公正を確保することを目的に、選挙運動に必要な費用につきまして条例で定めることで自治体が負担することが認められておるところでございます。今後行われます、市長選挙、市議会議員選挙におきまして、選挙運動用自動車の使用、ポスター、ビラの作成に要する費用を公費で負担する制度を導入することで、立候補に係る負担軽減を図り、立候補しやすい環境を整えます。また、立候補者の経歴や政見等につきまして有権者が知る機会を確保するため、選挙公報につきましても発行、配布することといたします。

13ページをお願いいたします。公共施設総量削減の推進でございます。市では公共施設等総合管理計画及び個別施設利用計画を策定しておりますが、この計画に基づいた施設の維持修繕は、今後、毎年8.4億円程度必要となり、予算想定と比較しますと、毎年3億円から4億円の不足が見込まれているところでございます。限られた財源の中で全てを実施することは難しく、財源とのバランスを取りながら維持するには施設の総量を削減していくことが必要で、これが問題となっているところでございます。新年度では、公共施設の廃止、取り壊しを行うためのガイドラインを作成し、職員への周知、研修を実施することで、全部署の共通認識として公共施設の休止、廃止、解体による総量削減を推進します。一方、投資的整備を優先した結果、老朽化した施設の解体は先送りにしてきましたが、現在、資材の価格高騰や納期の長期化が起きており、投資的整備事業には不向きな情勢であることから、観光施設の不要施設解体として、山之村キャンプ場の場内トイレ2棟及びひだ流葉スキー場の旧スキーセンターなどを解体するものでございます。

14ページをお願いいたします。庁舎照明のLED化でございます。現在、庁舎の照明は蛍光灯が主でございますが、LEDへの転換によりまして省エネルギー化と二酸化炭素の排出量の削減ができること、蛍光管の生産縮小による価格上昇と入手困難への危惧、さらには夏季、冬季の電力需給逼迫に伴う節電対策も喫緊の課題であることから、庁舎の照明を順次LEDへ展開いたします。令和5年度では、まず本庁舎をLED化し、その後も各施設、順次実施することで費用の平準化を図るところでございます。

次に、15ページをお願いいたします。行政デジタルトランスフォーメーションの推進でございます。令和5年度は、申請者が申請から決済までの一連の業務をオンラインで完結させることを可能にするほか、申請者にとって利便性が向上する機能を追加することで、「行かなくてもいい市役所」を進めます。さらに職員の業務効率化が可能なシステムの導入や契約事務の電子化により、業務時間の短縮を図ります。また、こうしたシステムを市の職員がうまく活用できるよう、市役所内のICT相談体制を強化いたします。具体的には、申請から決済までをオンラインで完結させるために、電子申請等の機能に加え、オンラインでマイナンバーカードを活用した公的個人認証機能や各種手当の該当者などに、オンラインで案内や申請内容の結果通知などを出すことができます、通知受け取りシステムを導入いたします。また、業務アプリ構築、クラウドサービスの利用として、簡単な操作で業務効率化を図るアプリが作成できるサービスを導入し、職員自らが業務効率化を図るシステムを構築します。また、従来の紙による契約書の作成、押印に代えて改ざん不可能な電子署名を付与した電子契約書を作成できるサービスを導入し、契約事務を軽減いたします。

16ページをお願いいたします。民間企業が2020年に実施した障害者を対象としたアンケート、「身の回りの電子化して欲しいもの」の第1位でございますが、こちらのほうは手帳類。2位が各種申請となっているところでございます。障害者手帳の電子化につきましては、「ミライロID」というアプリが既に民間から提供されており、市もこのアプリを導入することで、手帳の紛失等のリスクやセキュリティーの確保を図り、各種手当や助成などの手続きにつきまして、障害者の自立や支援者の負担軽減などを図ります。具体的機能としましては、マイナンバーカードと連携可能な電子申請、相談内容に応じたオンライン相談の予約、障害種別ごとに利用可能な自治体等のサービス検索などがあります。

次に、17ページをお願いいたします。業務系ネットワークのフリーアドレス化でございます。これまで職員が使用しておりますパソコンの業務用ネットワークは、有線のLANによる使用が前提でございましたが、ネットワークの無線化を図ることで、庁舎内であればどこでも業務が可能となり利便性が向上するとともに、フリーアドレス対応を推進することで有線ネットワーク管理の負担軽減を図ります。また、職員が使用しますパソコンにつきましても、これまでは机上据え置きを前提とした、堅牢性を重視したものを採用してきましたが、今後は機器の更新に合わせて携行時の負担が少ない軽量なものへと順次切り換え、また、本体を無線LAN対応とすることでネットワーク接続時の手間を減らすなど、さらなる事務の効率化を図るものでございます。

18ページをお願いいたします。市役所窓口へのキャッシュレス決済の導入でございます。市の手数料等につきましては、さるぼぼコインをはじめとする電子決済を進めてきましたが、近年、窓口にてクレジット決済等の決済手段を求められる声も大きくなっていることから、いわゆるPOSレジ及び自動釣銭機を、本庁舎の市民保健課の窓口を導入し、従来の現金の取り扱いに加え、

キャッシュレス決済が可能なサービスの種類を増やすほか、釣銭の自動受け渡しや売上げの一括集計機能により、業務の効率化と窓口の回転率向上を図ります。また、税務課、水道課、各振興事務所にモバイル決済端末を各1台導入し、キャッシュレス決済の種類を増やすところがございます。

以上で総務部所管の説明を終わります。

●委員長（住田清美）

続いて説明を求めます。

□会計管理者（齋藤和彦）

それでは、会計事務局所管について説明いたします。

予算書34ページをお願いいたします。34ページ中段、17款の財産収入の利子及び配当金といたしまして、27あります基金の利子収入と5件の株式配当収入を予算計上しております。

次に歳出のほうをお願いいたします。51ページ中段になります。会計管理費につきましては経常的な経費のほか、12節の委託料といたしまして、新たに指定金融機関の業務委託料といたしまして、10月～3月まで6か月間の経費を計上しております。そして24節、積立金につきましては、基金利子の積立金及び寄附金を財源といたしまして、007ふるさと創生事業基金への積立てを計上しておるところでございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

続いて説明を求めます。

□議会事務局長（岡田浩和）

議会事務局・監査事務局所管の予算を説明させていただきます。

資料につきましては、議案第43号、一般会計予算書を御覧ください。ページにつきましては、45ページとなります。それでは議会費でございますが、まず節の01から13までにつきましては、前年度と同様の額を計上させていただいております。中でも10の需用費でございますが、004印刷製本費でございますが、こちらにつきましては、議会だよりの見直しということで一部カラー化を予定しておりますし、それに伴いまして、市政モニターを活用して、ご意見をいただくというような予定でございます。そして一番下の節17、備品購入費でございますが、こちらは本会議場等の映像システムがございますが、そちらのパソコンのOSの更新と、老朽化した議長室の椅子と応接セットの更新を予定させていただいております。

46ページを御覧ください。下段でございますが、総務費、総務管理費の一般管理費でございます。一番上の報酬でございますが、公平委員会と固定資産評価審査委員会の報酬を組ませていただいております。

67ページを御覧ください。67ページの下段から68ページの上段までが、監査委員費でございます。こちらにつきましては、昨年度と同程度の予算を計上させていただいております。

以上でございます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明資料4ページのドローンの件ですが、災害時にドローンを活用して映像で不具合の

ところを管理するということですが、私、昨年一般質問をさせていただいたときに、専門の映像を操作できるスペシャリストは1名しかみえないということで、今後その災害が発生するというのは1か所じゃないと思うんですが、そういったドローンの操縦者の育成というのはどのようになっていますか。

●委員長（住田清美）

答弁求めます。

□危機管理監（高見友康）

ドローンの業者については今確かに1名ですが、その専門企業が逐次専門のオペレーターを育成していくというところでもあります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今育成しているところということですが、正確な人数は検討されていないのでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

ご指摘のとおり、まだ事業が始まったばかりでありまして、収支とか収益とかですね、そういう見直しをつけてからということなんです。ただ、一方でドローンの協議会とかですね、そういうものを開いておりまして、その中で適任の候補者のリストアップをするということは行っております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

もう1点ですが、この事業概要のところに出動手当が1日当たり18万1,500円、待機料が6万500円とあるんですが、結構高額な金額だと思うんですが、これ何時間を想定されているのか伺います。

□危機管理監（高見友康）

この1日当たりの行動というのは、撮影行動につきましては、バッテリーの駆動時間がありますので1時間以内を予定しております。ただ、活動させるためのスタンバイの待機ですとか、充電とか、機械のセッティング等がありますので、それらを含めると前後を含めて5時間ぐらいは必要になると認識しております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

この金額というのは、世間一般の相場というふうに理解してよろしいのでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

ご指摘のとおり、ほぼ世間一般の相場と理解してよいかと思います。特にこの企業につきましては、使っている機体が普通のドローンと違っていて全天候型、赤外線撮影等も含む、非常に高価な機体でありますので、それらを勘案しますと世間相場相当と認識しております。

○委員（葛谷寛徳）

主要事業の概要の11ページ、地域公共交通のことですが、地域の実情に合わせて何回も検討されてきたわけですが、この神岡町の見直しをしたということで、主要な見直しを簡単に教えていただきたいということと、この400円、病院に行かれる方にサービスされるんですが、いきいき券との関連を、どういうふうになるのかちょっと教えていただけますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

## □総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

最初に、神岡町における公共交通の見直しの主な点をお話させていただきます。まず神岡町内で一番よく利用されている循環乗り合いタクシーを起点としてですね、各路線との連携したダイヤに見直したことがあります。なので、循環乗り合いタクシーを使って市街地を移動して、そこから地域路線に乗り換えて移動がしやすくなる、そういった見直しをしたところでございます。また、具体的に山之村線について大きく見直しまして、地域のほうに担当職員が入りましてワークショップも行いながらですね、地域の方が利用しやすいダイヤに見直したことです。それから、これまではですね、地域の方のみに配慮したダイヤだったんですが、逆に土・日・祝日には市街地から山之村へ上がって、2～3時間滞在して、また降りてくることができる、そういった形のダイヤも見直しまして、観光客にも配慮したような形の見直しを行ったところでございます。

続きまして、2点目の通院支援タクシーへの利用に関する件でございますが、こちら実は古川町内ではもう既に実施されておりました。各医療機関を使われた方を対象に通院支援タクシーのチケットを配付しまして、帰りのタクシー利用にご利用いただけるものでございます。これを今まで神岡町内にはなかったものですから、神岡町内の医療機関のほうとも連携をしましてですね、こちらから新年度からスタートできるように現在準備をしているところでございます。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

今、神岡循環乗り合いタクシーの話をしていただきましたが、やはり神岡循環乗り合いタクシーの起点となるのは飛騨市民病院の利用が多くございます。したがって、飛騨市民病院の発着の時間をですね、毎時同じような時間帯に設定して利用者に分かりやすいというようなダイヤを組ませていただく予定としておりますし、もう1点ですが、北部、茂住から猪谷までございますけれども、これも実は東京等へ出張する際に、猪谷から富山まで行ってそこから新幹線に乗られるというケースが多いんですが、そこと接続していないんですね。そこをデマンドのバスを走らせまして、毎時、東京に行ける便に、日帰り東京へ出張して帰って来れるような、公共交通を使って東京出張ができるようなダイヤの見直しということも検討いたしております。

いきいき券のご質問でございますけど、これはいきいき券とは別になりますのでお願いします。

## ●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

## ○委員（野村勝憲）

最初のほうの説明で人件費のことは触れられましたね。人数が増えたということで、人件費はちょっとアップしていると思いますけども、それはそれとしてですね、要するに課のことで、一昨年と比べてどれだけ増えたんですか。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

一昨年とは令和3年度ということによろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

課の数は増えていないです。

## ○委員（野村勝憲）

私、実は一昨年、湯之下副市長は私の一般質問で、妙高市の話が出たときに一般質問しているんですね。そのときはたしか10年前と比べて20課から29課になったんですね。さらに、私が調べ

たところ、現在は振興事務所も入れて32課になっていませんか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

少し調べさせてもらいます。よろしくお願いします。

○委員（野村勝憲）

多分間違いないと思います。

それで、なぜそれを聞くかと言いますと、あのとき私はたしか人口減少の中で、身の丈に合った、これ身の丈に合ったというのは、湯之下副市長も3月8日の答弁で言われましたよね。私あのとき「ちゃんと身の丈に合った組織にすべきです。」ということに対して、市長は「今後は課は増やしません。」というふうに断言されています。しかし私がカウントしたところ、どうやら3課増えているようですね。要するに市長の答弁と矛盾したことが1年足らずで起きているので、それで危惧しているんですわ。その点どうでしょうかね。私の記憶は間違っていないような気がするんですけどね。

△市長（都竹淳也）

増えてないと思うんですが。どこが3つ増えましたかね。最近の課の改編でいくと食のまちづくり推進課を作って、そのときに地域振興課がなくなっているのでプラスマイナスゼロですね。

○委員（野村勝憲）

私は、身を切る行政改革の中で10年前と比べてということで、職員数は26人増ですね。本庁では1部6課増、振興事務所で4課、病院事務局で2課増えているということで、これは10年前と比べてですね。合わせますと、現在32課になるんですね。そうすると、一昨年6月議会では29課だったんですよ。したがって3課増えているということに、私はそういうふうに理解しているんです。となると、都竹市長の答弁と矛盾しているなということですが。数字はちょっと後からでいいですから。多分増えていると思います。その辺ちょっと調べてみてください。

●委員長（住田清美）

確認して、後ほどご報告をお願いいたします。

それではほかに質問はありませんか。

○委員（井端浩二）

資料の3ページ、防災行政無線のデジタル化に向けた設計ということで、先ほど令和6年、令和7年で準備をして、令和8年より始めるという話でしたが、防災アプリを使うということですが、要は、携帯で防災アプリ、自治体アプリ等を使って災害の情報あるいは注意報を確認できるということではないんですか。

□危機管理監（高見友康）

ご指摘のとおりです。

○委員（水上雅廣）

主要事業の概要の9ページの空き家の関係ですけど、「空家管理に関するサービスを実施する事業者」という表記がありますが、少し具体的に教えていただけますか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

今ほどのご質問ですが、こちらで現在予定しているのはシルバー人材センターさんです。ただしシルバー人材センターさんだけに限定したものではありませんので、もしほかにも実施している事業者さんからご相談があれば、この事業との対象としてできるように、今現在準備してい

るところでございます。

○委員（水上雅廣）

少し確認をさせていただきたいんです。これ、例えばシルバーさんが空き家となっている住宅を所有者さんから管理をお願いしますということで契約か何かされて管理をしている。それ以外の一般的な空き家については、これは対象外だという、そういう何かしらの契約関係があるものについての、この事業ということでよろしいですね。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

現在準備している想定ではですね、特に契約というものを限定しているわけではなくて、例えばスポットで空き家の見回りをお願いされるようなこともあるということでお聞きしております。見回りサービスのものですが、そういったものも実績としてあれば対象にできるような制度を考えておりますし、また、敷地内の草刈り、そういったものも対象でできるような仕組みで現在のところは考えているところでございます。

○委員（水上雅廣）

例えば地域で空き家の所有者の方と話をして、木の手入れとか草を刈ったりするという実例があるんですけども、そういったこともこの事業の対象になるということでもいいですか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

現在準備している中ではですね、あくまで有料で、サービスとして提供している事業者さんを対象に考えているところでございますので、地域で実施されたような場合は、今のところはその中では見ていないというような状況でございます。

○委員（籠山恵美子）

今のこの空き家の維持管理支援ですけど、要するに事業背景・目的は分かりますしいことだろうと思うんですが、システムというか仕組みが分かりづらいんですね。だから、例えば近隣に所有者がいないとかということも当然あり得ますよね、遠方にいるとかって。そういう方も含めて、自分が飛騨市に構えている空き家を管理したい、でもできないっていうときに、どこかに登録をして、例えば飛騨市に登録をして、そこからうちは見回りをやってほしい、あるいは年に何回か草刈りをしてほしいとか、そういう要望を聞いて、それをじゃあどのシルバーにお願いするのか。あるいは適切なそういう「ヒダスケ！」みたいなところに頼むのか、何かいろいろあると思うんですけども、その全体の仕組みがね、せっかくいいことやろうとしているときに分からないので、新年度からやるんだったらちょっと丁寧に教えていただけますか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

まず、この事業を創設した経緯でございますが、当然市外等に居住されてみえて、市内に空き家を持って見える方たくさんおられます。そのそれぞれの方が、その空き家の管理の仕方にすごい差があるんですね。例えばシルバー人材センターにお願いをされて、見回りをさせていただいて、その結果をシルバーさんが写真でこういう状態ですよということをその方にお答えするんです。これはひどいな、周りの方に迷惑かかるな、そうしたらシルバーさんに自分でお金を払って草刈りをお願いします。そういう方の負担を少しでも減らしたいというのがこの根底でございます。

なので、ここのシルバーさんに委託するとかなりの金額がご負担になるということ、ここを軽減したいという趣旨で設けたものでございますので、先ほど申しました地域の方が水上委員の質問になって恐縮ですけども、空き家等も雪下ろしとかをされることございますね、これは本年

度、補正予算で雪下ろしに関する地域共助に対する助成措置も設けております。こういったことを活用しながらやっていただきたい。少しでも空き家周りの環境の悪化を防いでいただきたい。そういう趣旨で創設したものですので、お願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、市内に所有者がいる場合には割とその情報を掴みやすいと思いますが、市外、遠方の方々には市としては一度こういうお知らせをちゃんとやられるんですか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

今現在市外にお住まいの方に対するご連絡というのはできていないんですが、現在、市のホームページのほうで空き家対策に関する情報はですね、全て一元化しまして、「空家対策」というところから入っていただければ、ご利用いただけるような支援策というものが全て御覧いただけるようになっていきます。そこで周知することはもとより、今年度行いました空家データベースの構築です。市内全域の空き家を把握できましたので、新年度以降ですね、その空き家情報をもとに空き家をお持ちの方にそういった管理サービスができましたよということを周知していく予定ですし、そのほかの除却事業、そういったこともご紹介していく、あるいは空き家バンクですね、住むとこネットに登録したらいかがですかというような働きかけも今後行っていく予定ですのでお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

最後にもう1つ、ここに「各種サービスの通常価格を割引いて提供した場合に」と書いてありますけれども、このさじ加減というものは業者さん任せなんですか。あるいは、こういうランクをちゃんと示して1割引あるいは5割引にした場合と違って、そういうことは行政のほうで何か準備されるんですか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

現在想定している金額でございますが、先ほど申し上げたように今現在こういった事業を行っているのはシルバー人材センターさんだけで把握しているわけでございますが、実際聞き取りを行いまして、大体、空き家の見回りサービスが3,000円程度というような形。あと、草刈りですとか除雪といった作業はですね、どうしても見積もりになってしまうので、規模にもよるところがございますので、過去の実績をお聞きしてですね、大体それぞれ2分の1程度を補助できるような想定で制度設計しているところでございます。

○委員（徳島純次）

主要事業の概要の3ページ、ちょっと戻って申し訳ないですが、防災行政無線のデジタル化についてなんですが、デジタル化すると双方向通信ができるようになると思うんですが、先ほどアプリの話が出ましたけど、例えば何か警報が出たとかそういうときのお知らせに、現在は、防災無線でやっていて聞こえないとか聞こえにくいという地区があるんですね。特に屋外で作業されている場合のお話ですが。その場合に、今後もしこれが可能ならですね、例えば携帯を持っていてメールで飛ばして知らせるということもできると思うのですが。そういうようなメールで飛ばすだとか、他のシステムとの連動というのはデジタルの場合は楽にできると思いますので、そういうものを考えられているのか。

もう1点、現状、聞こえないとか聞きにくいと言われている地域のところも、そういう方法じゃなくて、通常の放送で聞こえるようになるのかどうか、その辺どうでしょうか。

## □危機管理監（高見友康）

2点ご質問いただきまして、まず1点目のメール等の多種類の媒体での通知をするかどうかという件については、行います。SNS、ホームページ、メール、ツイッター、フェイスブックはカバーする予定で、今設計に進めている段階であります。

2点目の戸別受信機、それから屋外放送子局の難聴改善については、平成29年度に全て調査が終わっておりまして、さらに今年度パブリックコメント等、市民アンケートを実施中です。その中で、聞こえにくいという地域をリストアップし、その改善を図ろうと今計画をしております。

3月20日締め切り集計ですので、現在そこは分かっておりません。

## ○委員（高原邦子）

当初予算ですので、方向性を聞きたいということでお伺いいたします。リスク管理体制で内部統制のこともいろいろ言われてきたと思うんですね。それで、コンプライアンスのリスクということで総務部はいろいろ苦勞されてきたと思うんですが、実は、いろいろなリスクの中に情報漏えいリスクというのがありますね。それで、私たちの議会にもですね、個人情報保護法は2020年に改正されて、それに基づき、いろいろな改正というものも出されてきました。

それで、私、職員がちょっと増えたんじゃないかとかって話もありましたけど、確実にいろいろな仕事が多面化してきて、人口は減っているんですけど市の仕事は多くなってきていると思っています。それで、アウトソーシング、外注発注ということも市長も言われたと思うんですが、私はそれでいいと思うんですね。

そこで問題なのが、情報漏えいリスクのことなんですよ。なぜかという、改正された個人情報保護法というのは、漏えいしてしまった方の個人に必ず告げなければいけないと。そういつたときに、市はいろんなもので対策しているのですが、その相手、外注した先がですね、しっかりと情報管理の能力を持っているかどうか、契約時とかそういったときにもやると思うんですが、その辺の対策はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

## ●委員長（住田清美）

アウトソーシングに関する個人情報について、答弁を求めます。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

おっしゃるとおりでございます。外部委託等になった場合ですね、業務自体を委託することになってきまして、ちまたでもUSBを置き忘れたという事例が報道等ございました。この辺はですね、やはり契約の中でそういったリスクを回避するような情報を盛り込んでやるということが1点かというふうに思っております。

それから、委託以外でも派遣労働者を活用する場面も増えてくるかと思えます。派遣労働者につきましては、市の指揮監督のもとに業務に従事をしていただきますので、そこについても派遣元との契約に基づいて市の職員、公務員と同じような責務を持たせてですね、そういったことには対策をしていきたいというふうに思っております。

## ○委員（高原邦子）

今、個人情報保護法の改正で各企業もプライバシーマーク「Pマーク」と言われているのを御存じだと思うんですが、そういったのを取得して、それで、できるだけその会社自体も個人情報保護に帰することとかやっているわけですよ。そういったことの企業に対してのチェックというのは、どのように今までされてきているのですか。

## ●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

各企業に対するチェックということは行っておりません。契約先との契約行為の中ではチェックをその条項に盛り込む中で、そういったことを防ぐような条項を盛り込んでおりますけれども、チェックと言われるのはそういうことでよろしいでしょうか。

## ○委員（高原邦子）

すいません。やっぱり、そういった漏えいしてしまってからでは終わりで、結局、責任は市のほうにもかかってくる。そのためにはやっぱりアウトソーシング、これから必要になってくるわけですから、そこをしっかりとどのようにチェックしていくか。年に二度ぐらいするとか、一度とか、そういったこともしっかりと課は考えられてこのアウトソーシングというものをやっていこうとされているのか、そこが知りたいと思ひまして質問しています。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

ご指摘ありがとうございます。おっしゃられましたように、例えば外注先にPマークを取得しているようなことを条件とするというようなことも1つの手かと思ひますし、今のご指摘を踏まえてですね、今後、外注を進めるにあたっては、適正に対応してまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

## ●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

## ○委員（水上雅廣）

予算書の59ページ。さっき公共交通で関連でやればよかったんですけど。公共交通の予算なんですけど、前年比で1,600万円ほど増えています。これの主な原因。

それからもう1つ、主要事業の概要のほうで、さっきは神岡町の話でしたけど、河合・宮川地区の見直しを行うということですが、分かれば結構ですけど、今から検討なのかも分かりませんが、考えていらっしゃるような見直しの方向性というのはどういうものなのか聞かせてください。

## ●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

## □総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

まず1点目で、予算の金額の件でございます。こちらはですね、やはり毎年単価契約を行っていく中で、燃料費の高騰ですとか、いろんなことがございます。また、さらに近年ですね、雪崩等によりまして道路が遮断されたときに遠回りをするようなことというのがちょっと増えております。そういったことがあって、運行経費というのはやっぱり上がっていく傾向にございます。今回ここに挙げております路線というのは昨年度と変わっておりませんが、年間運行キロ数に若干余裕を持たせていただいているのが1つの要因かというふうに考えております。

それから2点目の河合・宮川地区のことですけれども、これはまさに新年度に入りまして名古屋大学と一緒に研究するわけではありますが、今ちょっと目を持っているのはJRとの接続ですとか、JRもやはり1つの公共交通であります。これまでバス主体ということでありましたが、今回ですね、JRの駅長さん等にも公共交通会議のメンバーに入っていないか

というようなことを打診しておりますが、これ、まだ決定ではございませんが、そういうことも含め、複合的に河合・宮川町の公共交通の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（井端浩二）

事業別説明資料の5ページ、防災士との連携による地域防災力の強化ということで、200名余りの方が現在いるそうですが、防災士会も今立ち上がりまして今度それぞれの地区で防災士会の総会をやるそうですが、連携が大変大事ですが、「福祉防災士」というふうに書いてありますが、何人ぐらい想定をしていらっしゃるのですか。

□危機管理監（高見友康）

福祉防災士につきまして、医療・介護・福祉等の公的資格をお持ちの方で、なおかつ防災士に合格したという方ですので、現在20名くらいかと。正確な集計がまだできておりませんので正しい数字を申し上げることはできませんが、そのような資格をお持ちの方で希望される方はそれぐらいの人数かと掌握しております。

○委員（井端浩二）

今20名、もっとたくさんいるかと思ったんですが、今後、防災士も増えていくと思うんですが、この避難所運営協力防災士ということで今度やると思うんですが、これは、どのように広報をしていくのか。会員の皆さんにPRするんですね。

□危機管理監（高見友康）

このPRにつきましては、防災士会を通じて行います。といいますのは、全て参加されるのは防災士の資格を持って会に加入される方というところですので、防災士会の執行部を通じて行います。

○委員（澤史朗）

主要事業の概要の6ページ、インターンシップを活かした職員採用活動ということで、これ人材確保に向けて非常に大切なことだと思うんですけども、まず1点目、②のお試し飛騨市役所。夏休みの期間を利用してということで、これ拡充ということなので今までの実績、そして、これ夏休みに向けての募集ですけど、どの程度の範囲へ募集をかけ、今までの実績と含めてその辺を教えていただきたいなと思います。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

まず、今までの実績でございますけれども、これまでは、やはり特に観光面と観光学科等の学生が、直接、観光課のほうにインターンシップを依頼して、それを受けるというようなことが多くございました。これ法政大学ですとか、名古屋大学もございました。静岡大学もございました。こういったことであつたわけです。あくまでも、学生個人から飛騨市に興味を持ってもらって、問い合わせをいただいて受け入れるというような受動的な立場であつたわけです。

今回はそうではなくて、飛騨市として、来ませんかということを出すためにメニュー化をして、この5日間にこういうことをしませんかというのをホームページで公募して受け入れるというような形をとりたいというふうに思っております。ここはですね、当然これまで来られた連携協定を結んでいる岐阜大学ですとか、大正大学ということもあるかと思うんですが、この中で1つですね、予算書に書いてあるんですけども、人材確保戦略監修委託料というのを組ませていただいております。この中で、やはりこういったインターンシップに強い企業さんと一緒になりまし

て、学生に刺さるような媒体で、ホームページが主体となるかと思いますが、広く啓発をして、私どもが出せない部分、知らない部分もあろうかと思しますので、そういったこともこの中でやって広く周知をしていきたいというふうに考えております。

○委員（澤史朗）

そういった学生に強いというところを利用しながらということで、せっかくですからできるだけ多くの方に、広範囲からいろいろな方に知ってもらおうということも人材育成だけじゃなくてほかの面にもつながるかと思えます。

それで、①のほうの大学生チャレンジ雇用、新規ですけれども、これ休学中の大学生を対象にということですが、これから募集するのか、それとも当てがあるのか。どうなのでしょう。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

まずですね、これを検討するにあたりまして休学とはいつからできるんだということがございます。大学生等、職員の子供もいますので、いろいろ聞いてみますと、やはり休学を申請するには1～2か月必要で、今から募集して4月からさあどうぞというわけにはいかないということで、令和5年度につきましては半年分ということで予算計上させていただいております。なので、4月からこういったことを始めますということは通知をいたしますが、それを受けて休学申請をして、大学の許可をもらって休学されるという大学生を半年程度ということで今年度は想定しておりますが、翌年度以降はですね、こういったことを広く周知がされてまいりましたら年間ということも考えていきたいというふうに考えております。

○委員（澤史朗）

そうすると、4月からということじゃなくてこれから募集するというので、いわゆるこの夏休みのチャレンジと同時に募集をするということで考えておけばよろしいですね。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

お見込みのとおりでございますけれども、こちらについては、会計年度任用職員の採用募集と同じでございますから、できるだけ早くやりたいというふうに考えております。

○委員（小笠原美保子）

関連で教えてください。同じページですけど、予算が様々出ているのですが、事業費の主な用途のところ委託料と人件費とその他とあるんですけども、これは事業背景・目的のところ、「就活生にアピール出来ていないことが要因ととらえ」と一言入っているのですが、例えば会計年度任用職員と同じ扱いということですが、この予算としては、アピール代も含まれた人件費というふうに受け止めてよろしいですか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

このアピールというのは、休学中の大学生を会計年度任用職員として採用した後に、市のコア的な部分と言ったらちょっとあれですけども、挑戦的な分野に配属することで「市役所ってこんなことまでできるんだ。」ということを感じていただきたいというのが趣旨です。

なので、来ていただいた大学生に飛騨市役所のこの挑戦的な風土をアピールしたいという意味でこういったことを書かせていただいておりますので、やはり毎年、職員の採用試験等を行っておりますけれども、やはり飛騨市が普通の市役所というか、あまり飛騨市役所のこういう挑戦的な風土がちょっと伝わっていないようなことを感じております。こういったことも、もっとアピー

ルしていきたいという趣旨でここに書かせていただいたわけですのでよろしくお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

今、会計年度任用職員の話が出ましたので。最初の説明に、職員の構成とそれから給与の説明がありましたので、大きいところでね、新年度はどんなふうを考えていくのかというところをお聞きしたいと思います。飛騨市の職員の構成でいうと、会計年度任用職員に女性がすごく多いですね。特に市民福祉部、それから教育委員会事務局、あと農業委員会事務局も小さいですけど構成としては女性が多いですけど、女性の輝く働き方改革ということがどういうふうに身のあるものになるのかなと思っているのですが。今年も会計年度任用職員制度が1年更新で3年迎えて、この令和5年度から新規の構成でいきますよね、会計任用職員というものがね。3年が一区切りですから。だからそういうときに、もう既にそういう面接や何か済んでいると思いますけど、要するに私が言いたいのは、例えば男性でもいいですけど、特に女性がすごく多い職場で一生懸命やっておられる女性の会計年度任用職員が、3年済んだので、3年目までは手挙げられるけど、その後は、はい、ありがとうございます、さようならというふうに事務的になってしまうのか、そこできちんとその人材として会計年度任用職員の能力、才覚を評価して正規に採用するのかね。飛騨市はどんなふうに、そういう人を動かしているのかな。人材不足、人材不足って言うけれども、3年経ったらそういういい人材を、特に女性が多い職場ですけど、女性を外に手放してしまってはととてももったいないことだと思うので、どういうふうに。今度、大学生も会計年度任用職員でやろうとしているんですけども、3年で使い捨てにならないような、いい職員集団を作ってもらいたい、そしていい仕事をして市民に還元していただきたいと思うので、そのあたりはどんなふうを考えてみえるのでしょうか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

まず1点目ですね、3年間で首を切ってしまうということではございません。任期の更新は試験によらず任期を更新できるのが2回までということであって、その後は、また面接試験等を受けていただいて、また採用するということが可能ですし、現実、今年度もですね、任期が更新された職員のほとんどが、また受けていただいております。これは面接試験の結果によりまして、また採用するというだけでもございますし、この頃、数がすごく多いわけではございませんけれども、会計年度任用職員で勤めてみえた職員が一般職として採用試験にチャレンジするというケースも増えてきております。やはりこれも人材本位での採用ということになっておりますけれども、会計年度任用職員が一般職になって、飛騨市役所で常時勤めたいというふうに考えていただけるということは、これはいいことだなというふうに思っておりますので、ここら辺は当然、貴重な人材を切り捨てて手離すようなことは行っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

飛騨市の場合は、職員の女性枠というものは何か決めてみえますか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

女性枠、男性枠といったものは決めておりません。

○委員（籠山恵美子）

例えば市民福祉部ですけども、会計年度任用職員の割合が男性と女性で1対10くらい。女性が多い。だから女性の能力がとって発揮できる職場なのだろうと受け止めますけれども、だ

けど、人対人、そういう仕事の職種の内容から言うと本当にご苦労な仕事だと思うので、こういうところでもっと女性を正規に採用すればいいのにとおもいますけれども、会計年度任用職員は100人以上、女性がみえますよね。このあたりはどんなふうに考えてみえますか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

委員が現場を見られてですね、そう考えられるのはもっともだと思います。やはり女性ですと人当たりがよかったりというようなことはやっぱりあるかと思いますが、一方で男女雇用機会は均等でございますから、できるだけ女性を多く取りたいという思いはあるにせよ、そこに枠を設けて女性しか取らない職、こういったことを設けるのは、これはまたこれで問題があるかと思っておりますので、人物本位で採用してまいりたいというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

さっきのインターンシップを活かした職員採用活動ですけれど、ここに書いてあるのは、最終的に参加者は職員採用試験の受験へとつなげたいというふうに書いてあるわけですね。私これね、疑問に思ったのが飛騨市はインターンシップのそういう経験あると下駄履かしてくれるんじゃないかと思われてしまう。私これちょっとなと思うんですよ。いろんな関係者の子供とかそういうのも、一応こういうインターンシップとっておけば大学生の頃から関心ありましたということで採用になるという確率が高いし、これ一種の青田買いみたいな感覚で。不公平と言ったらおかしいですけど、不公平ではないけど、その人を知るということは大切ですけれど、でも、インターンシップを受けた人は合格ですよと前もって言っておけばいいですけど、どうなのかなって。「どうして採用されたんですか。」と後から言ったときに、試験の評価とかそういったものじゃなく、そちらのほうでというふうになって答えることはできるんだろうけれど、これってちょっと誤解与えないかなと思うので、その辺はどのように検討されてここまで書かれたのでしょうか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

まずですね、インターンシップに来られたら即採用ということはありません。職員の採用はあくまでも適正な選考によって行っておりますので、当然受験された方の順位付けもいたします。その中で、やはり「どうして私落ちたんですか、何位だったんですか。」と問うてくる受験生もいます。そういう方には「あなたは何人中何位でした。」ということもしっかりお答えをいたしております。

ここはですね、こうなんです。インターンシップを受けた学生さんが、これまでも採用試験に応募された方がみえます。全員が受かったかといったらやっぱりそうではありません。落ちた方も何人もみえます。ただしですね、飛騨市の風土を知って、ここで働きたいという強い気持ちを持って応募してくれる方というのを少しでも増やしたいというのが、この制度の趣旨であります。先ほどもちらっと申し上げましたけれども、例えば高山市も受けます、飛騨市も受けます、岐阜県庁を受けます、受かったところで一番給料が良さそうなところに行きますというのが多いですけども、そうではなくて、やはり飛騨市で働きたいと思っていただける方を増やすのも大事ではないかというふうに思っております、その機会の一助となればということで創設した制度ですのでよろしく願いいたします。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

## ○委員（前川文博）

せっかくですので会計管理者に1つ、まず確認からですが、51ページの予算書の説明で、12の委託料、指定金融機関の委託料、これ4月から10月の6か月ということでは言われたような気がしたんですけど、それでよかったでしたかね。

## □会計管理者（齋藤和彦）

現在の指定金融機関が今度の9月までです。新しい金融機関が10月からですので、10月から6か月間ということですのでよろしくお願いいたします。

## ○委員（前川文博）

この66万円というのは10月からの6か月間という意味ですか。

## □会計管理者（齋藤和彦）

10月からの6か月間です。

## ○委員（前川文博）

今の指定金融機関の4月から9月までというのは何もないということですか。

## □会計管理者（齋藤和彦）

現在の金融機関につきましては無料ということで契約がされておりますので、9月まで無料ということで予算計上しておりません。10月に新たな金融機関から有料ということですので、10月からの分を予算計上したということですのでよろしくお願いいたします。

## ●委員長（住田清美）

ほかにございせんか。

## ○委員（高原邦子）

新規で庁内の照明のLED化というのがありますね。実はですね、今一般の市民の方々も庁舎とかそういったところを訪れることが多くて、私自身は、機械が弱いので知らなかったんですけど、アプリでルクスを測るのがあるそうです。そしたら、とあるところのトイレが800ルクスあったそうです。「高原さん、800なんかいるか。」と。ちっとも節約なんかしてないんじゃないかという意見も市民の方からいただきました。今は結構そういったアプリを御存じの方とか、これはどのくらいというふうに測ってみえるんですね。

それで、お伺いしたいんですけど、やっぱり適切なルクスはあると思うし、暗くて困るってこともありますので、その辺は庁舎内とか、この廊下はどのくらいとかってちゃんと把握されていますかということをお伺いしたいなと思うんですけど、いかがですか。

## ●委員長（住田清美）

答弁をお願いします。

## □管財課長（砂田健太郎）

現状の点灯している状況につきましては、これまでの節電というところのほうが強行われてきておる関係でかなり間引きをしておりますので、職場環境として本来必要なルクス数に足りないという部分も実際あるだろうなというふうには思っております。その点については職場環境として必要なルクス数は確保するように、当然、電気のほうは整備させていただくということで、現在の予定としては全部LED化をすれば、当然、基準には満たすということになるというふうに思います。それで、廊下ですとかそういった部分の、常時執務するような場所でない箇所については特にそういった基準がないものですから、そういった部分については暗い場所も出てくる

かなとは思いますが、おっしゃいましたトイレがちょっと明るすぎるといような場所がありましたら確認をさせていただいて、対応を考えたいと思いますので、また個別に教えていただければ対応させていただきます。

○委員（高原邦子）

本当に職員の人、暗くないかなと思うときもあります。ですから、砂田課長のおっしゃることもそのとおりだと思うし、必要な明るさというのはやっぱり仕事をしているんですからいると思うし、それをけちれなんてことは思いませんが、やっぱり庁舎内しっかりと、どこに無駄があるのかということはチェックを入れていかないと、今は市民の方々もしっかりとそうやってチェックされている方がいるということは心得て、それで進めていただきたいし、できるだけ早くLED化進めていただきたいと思うんですが、ルクスのチェックってしたことありますか。どうでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

大変申し訳ございません。管財課としてはそういうルクスのチェックをしたことはございません。職場の産業医のほうで定期的に面談などしていただくわけですが、その中でチェックをせよと言われたことが過去にございましたので、その際にしたことはあると思うんですが、ちょっとその時期などについて現在はすぐお答えできませんので、また確認をさせていただきますと思います。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

○委員（徳島純次）

事業別説明資料の15ページ、行政DXの推進というところですが、環境変化に応じて主体的に業務を改善していくデジタル人材を育成するというのがDXだと思うんですが、そういう意味で言うとローコード業務アプリ開発ツールを使って開発するということは非常にいいことだと思うんですが、グラフィックユーザーインターフェースを使っていて、簡単に作れるとは言いがら、ある程度の知識は必要だと思うんですね。ある程度教育しないと使えないと思うんですが、どれぐらいの人を対象に教育をするというふうに考えられているのですか。

□管財課長（砂田健太郎）

15ページの資料でいきますと、③のICT支援員の配置のほうで1名増員をするという予定をしておりますけども、この1名増員につきましては、こういったアプリのほうの開発指導についてもお願いをしたいということを考えております。この方にそれぞれ指導していただくということと、あとアプリの提供業者のほうでの学習会のようなものを開催したいと思います。初年度ですので、各部署で1名以上を、そういったものを開発していくようなことを取り組む職員を作っていきたいというふうに考えております。

○委員（徳島純次）

ここに258万円ぐらいかけて開発ツールを導入されると思うんですが、各部署で1人というよりは、なるべく多くの方が習得されて業務をやっている方が自ら改善できるようになると非常に速度も速くなるしいいと思うんですね。1年ではできないでしょうから、引き続きずっと教育するのを続けていただいて、利用できる、使用できる方を増やしていくのが一番いいと思うんですが、その辺のお考えはありますか。

## □管財課長（砂田健太郎）

委員ご指摘のとおり、職員が自らそういうアプリを開発してやっていける体制となることが理想だと思っておりますので、ぜひそういう職員を増やしていけるように、当然、私自身もそういうことをやっていきたいなというふうに考えておりますので、そういう考え方で取り組んでまいりたいと思います。

## ●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

## ○委員（高原邦子）

今回、当初予算の初めですので、ちょっとだけ市長の考え方もお聞きしたいなと思うんですけど、実は一昨日の総務常任委員会でも職員の方が苦勞されているという、その状況、いろんな審査の中で分かりました。それで、来年合併して20年ということで、それぞれの4町村、合併当時の頃の職員も、その頃に入庁した人も40幾つとか、もっと上だったら50過ぎとか、だんだんと昔のこととかいろんな歴史が分からないって言ったらかわいいですけど、分からなくなってくる。今、国会で問題になっている行政文書の件がありますけれど、そんな公に目にする事なく、その課のときのいろんなメモというか、大変だったことというのはしっかり受け継がれてきているのか。

そして、今本当に困っていることも、やっぱり次の方にちゃんとつながっているのか。別に私はアーキビストというか、そういった資料を担当する部署を置けとかそういうことは言ってないんですけど、これとっても大事じゃないかなと。ましてや公共施設の解体とかもろもろしていく中では、ものすごく地域の意見とかそういったものも、機微に触れるような、そんなものもあると思うんですよ。だから、私はそういったことに対して市長はどういったご意見を持っているのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいなと思います。

## △市長（都竹淳也）

いろんな物事を決めていく経緯とかプロセスというのが記録で残されていたり、記憶に残されていくっていうのは大事なことだとは思いますが、ただ、全てが全て残さなければいけないものであるというふうには私は思っていないで、やっぱり時代によって、そのときの状況によって変化していくということに対応していけるほうが重要ではないかなというふうに思うんです。例えばごくまれに合併協議のときはこうであったという話がいまだに出てくるんですが、もう20年も前の話なんですね。それで、その中でエッセンスとして残さなければいけないものももちろんあると思うんですけど、それを金科玉条にせずとやらないといけないかというところはそうではないというふうに思います。また、例えば新たにする決めたものでも、やっぱりプロセスとしてこうであったということがあったとしても、それを見直すってことはいくらでもありますし。

ただですね、1つ気をつけなければいけないのは、市民との関係の中である程度約束をしているというものが幾つかあるんですね。こういうものは経緯を残さなければいけないと思うんですが、そこら辺は峻別して、ポイントポイントでしっかり経緯を残していくということであろうというふうに思います。

それともう1つ、これは逆のこともあってですね、残してほしいものが残らないということも中にはあります。例えばですね、私もいろんな政策をやってきているんですが、人事異動があっ

て人が変わると最初制度を始めたときの熱い思いとか経緯とかですね、やろうとした気持ちというのが異動すると職員の中に引き継がれていなくて、政策協議をこの秋もやったんですけど、私が1から説明しなければいけないものがあつたりするというのもあります。ただですね、これも私自分で話をしながら、いいことなのかなということも多少思っていてですね、一番、市長がそこを知って行って言わなければいけないということは、いい面もちろんあるんだけど、職員の目から、さらな目を見たときに、それはひょっとしたらやらなくていいことなのかもしれない。そういうふうにと考えると、やはり変わっていくということを肯定的に捉えるということも、事によってはあるのではないかというふうに思うんですね。なので、市民との約束の部分と、政策立案のプロセスとかというものを少し峻別しながらですね、きちんと守るべきところ、伝えるべきところはしっかり伝えていく。変わることを容認するところのほうが多分多いと思うんですけど、そういうところはどんどん変わっていくというのが今の行政ではないかなと思うので、そういう思いでメリハリつけながらですね、引き継ぎ、記録を残していく、いろんなことを考えていきたいなと思います。

●委員長（住田清美）

それでは理事者側のほうで、先ほど野村委員の課の設置数についての答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

先ほど野村委員のお問い合わせでございます。令和3年から令和4年にかけて課の数は増えておりません。確認をいたしました。さらにですね、令和2年から令和3年、もう1年前でございますけれども、このときにはですね、企画部内の秘書広報課を廃止して、食のまちづくり推進課を農林部内に設置をしておりますから、ここでも課の数は増えておりません。以上です。

○委員（野村勝憲）

私、手元に資料持って来なかったもので、いただいた資料がありますので、それをもう一度見直してみます。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

次に情報施設特別会計に移りますが、もし職員のほうで移動がありましたら暫時休憩といたしますがよろしいですか。

◆議案第53号 令和5年度飛騨市情報施設特別会計予算

●委員長（住田清美）

それでは次に、議案第53号、令和5年度飛騨市情報施設特別会計予算を議題といたします。

説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議案第53号、令和5年度飛騨市情報施設特別会計予算の説明をさせていただきます。

まず、予算総額につきましては480万円と定めるものでございます。なお本会計は令和5年3月末日をもって民間に事業譲渡されることから、基本的には令和4年度分の消費税を支払う会計と

というような形になろうかと思えます。

5ページをお願いします。歳入、使用料でございます。過年度分の頭出しでございます。その下、利子及び配当金は有線テレビ放送基金の利息となります。

その下、有線テレビ放送施設基金繰入金は、不足する財源を調整するために繰り入れるものでございます。

6ページをお願いいたします。歳出でございます。上段、維持管理費の12委託料は、収納管理の委託料でございます。その下、24積立金でございますが、基金利息を積み立てるものでございます。その下、公課費の消費税でございますが、令和4年度分の消費税となります。

最後に下段の予備費でございますが、歳入・歳出全体を調整するものでございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（住田清美）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時36分 再開 午前11時39分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第43号 令和5年度飛騨市一般会計予算

【企画部所管】

●委員長（住田清美）

議案第43号、令和5年度飛騨市一般会計予算について、企画部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

それでは、企画部所管の新年度予算についてご説明いたします。

最初に歳入についてご説明いたします。予算書にてご説明いたしますので、よろしくお願いたします。予算書の27ページをお開きください。主なもののみご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。上段の07電源立地地域対策交付金です。これは令和5年度より新たに交付されることとなった電源立地促進対策交付金でございます。市内2か所の水力発電施設が着工となったことを受け、令和5年度から令和11年度にかけて国から交付されるものでござい

ます。

次に、33ページをお願いいたします。上段の県補助金の一番下、08電源立地地域対策交付金です。本年度と同様の額を計上しております。

続いて、36ページをお願いいたします。中ほどの寄附金でございます。こちらは、ふるさと納税の寄附金を5億円計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書47ページをお開きください。総務費です。ふるさと納税の関係経費でございます。前ページから続き、総務費の一般管理費になりますが、07報償費の006ふるさと応援寄附金返礼品、1.5億円。寄附金を5億円としておりますので、その3割の額となります。ほかに主なものとして、48ページをお開きください。11目、001通信運搬費の約3,000万円、003手数料に約5,000万円。12委託料のうち、ページの一番下、304ふるさと納税業務委託料の全額、49ページに移りまして、最上段の410地域産品発掘プロモーション支援業務委託料の全額、471ワンストップ特例申請受付業務委託料の全額です。事業別説明資料にも記載しておりますけれども、このワンストップ特例に係る委託については新年度から新たに委託するもので、今年度までは寄附者がワンストップ特例の適用を受けようとする場合、一部のポータルサイトからの寄附者を除き、市へ紙ベースで申請書及び本人確認書類を郵送するしか方法がございませんでしたが、これを全ての寄附者に対して電子申請を可能とするもので、利用者の利便性が向上することとなり、加えまして市の業務効率化にも寄与することとなります。次に、50ページをお願いいたします。中ほどの25寄附金ですけれども、東京大学宇宙線研究所及び東北大学ニュートリノ科学研究センターへの寄附金を計上しております。

それでは、ここからは主要事業の概要、事業別説明資料にてご説明させていただきます。企画部のファイルをお開きいただきたいと思います。

次年度予算のメインテーマは「持続可能な飛騨市づくり」ですので、そういった観点からそれぞれの事業についてご説明いたします。なお、予算額については各シートに記載されておりますので説明は省略をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。再生可能エネルギーの活用促進です。持続可能な飛騨市づくりを考える上で、クリーンエネルギーを活用した脱炭素社会の実現は避けては通れない課題であるというふうに考えております。当市は令和3年度末に、今からちょうど1年前ですが、「飛騨市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これを受け、次年度より再生可能エネルギー活用に向けた動きを加速したいと考えております。具体的には下段、事業概要にも記載しておりますとおり、国の地方創生人材支援制度を活用し、グリーン専門人材を配置し、再エネ推進ビジョンの策定を行います。本市にあった再生可能エネルギーについて長期ビジョンを策定するとともに、今後、数年間で集中的に取り組むアクションプランを取りまとめます。このプランを受けまして、令和6年度より実行フェーズに移行したいというふうに考えております。

4ページをお願いいたします。平和な社会への貢献です。この1年の間、連日のようにロシアによるウクライナ侵攻のニュースがメディアから流れ、戦況が深刻化するに伴い、市場経済にも大きな影響が生じ、原油価格の高騰、特にかつてないほどの物価の高騰に見舞われております。当市にあっても、市民生活を守るために様々な対策を講じてきているところです。こういった経験を通じて、国際平和が保たれてこそ市民の安心な暮らしにつながり、持続可能な社会が実現することを改めて認識したところです。これらを受け、市では来年度より平和教育の推進や平和に

について考える機会の創出などにより、市民の平和意識の醸成を図ってまいります。具体的には、①平和教育の推進ということで、長崎市が毎年8月の「ながさき平和の日」に合わせて開催している「青少年ピースフォーラム」に市内の中学生を派遣し、戦争の悲惨さですとか、平和の尊さについて学ぶ機会を作ります。また、小・中学生を対象に平和に関する絵画コンテストなども実施いたします。続いて②ですけれども、平和について考える機会の創出ということで短歌コンクールですとか、講演会なども開催いたします。③、仮称でございますが、飛騨市平和都市宣言の検討委員会を発足させ、勉強会などを通じ、令和6年度に市独自の平和都市宣言が公布できるよう素案を作成したいというふうに考えております。

5ページをお願いいたします。多文化共生の推進です。近年の労働力不足は日本全体の問題とされておりますけれども、当市にあっても持続可能な産業、福祉サービスなどを堅持するためにも大きな課題であり、課題解決には外国人労働者の確保は重要です。事業背景の3行目にも記載しておりますように、当市においては外国籍市民の割合は0.9%と県内で最も少ない状況にありますけれども、それゆえに市民と外国籍市民が関わる機会が少なく、外国籍の方々にとっては不安をお持ちの方もいらっしゃいます。そこで今までの外国人労働者への支援に加えて、生活者としての外国人支援を拡大いたします。具体的には1点目、支援体制を整えます。県の多文化共生推進委員等と連携し、総合相談窓口を設置したり、日本語教室講師等を養成する研修会を4回程度実施する予定です。また、2点目、相互交流と理解の促進ということで、区長会等の場をお借りし、市民に外国籍市民の生活状況や多文化共生の取組などを紹介したり、外国籍市民も一緒になった相互の文化を学ぶ交流会等を実施する予定です。さらに3点目、外国籍市民の生活支援ということで、日本語教育を6回程度開催するとともに、市内での生活に関する知識やしきたり等をまとめたパンフレットを作成し、転入された際に配布をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。飛騨市ファンクラブの交流促進です。ファンクラブの会員数は1万人を突破しておりまして、全国に向けた市の魅力発信や認知度向上に寄与しており、人口減少が続く当市の持続可能性を考える上でも重要な取組となっております。新年度においては、事業概要に記載のとおり、1点目、市外イベントやファンクラブネットショップで使用可能なクーポンを発行したり、2点目、「おもてなし店舗」や「推奨店舗」などを増やし、3点目、会員自らが勝手に支部を設置・設立できるようにしたいというふうに考えております。また、②、ファンの集いを新たに富山県や神奈川県でも開催し、ファンとの交流の場を創出していきます。

7ページをお願いいたします。関係人口と共創するまちづくりプロジェクトです。関係人口の取組、特に「ヒダスケ！」については、皆様よくご承知のとおり先進的、独創的な取組が高く評価され、本年度も各種の賞を受賞しております。新年度においては、関係人口の見える化などをさらに進め、関係人口の幅を広げ、関心人口から行動人口への動機付けや、さらなる関係人口増加に取り組みたいと考えております。具体的には、①民間企業から社員を1名派遣いただき、関係人口を様々に分析し見える化を図ります。また、②「ヒダスケ！」について逆転の発想とも言うべき、参加者が考案する「さかさまヒダスケ！」といった試みも実施いたします。こういった様々な取組を通じて、飛騨市に積極的に関わってくださる行動人口を増やすことにより、持続可能な飛騨市づくりに寄与していくものと考えております。

8ページをお願いいたします。企業連携協働事業の推進です。ご承知のとおり企業連携にも力を入れておりまして、特定目的で集まったふるさと納税を原資として、プロ野球親子観戦ツアー

ですとか、プロサッカー親子観戦ツアーを実施いたします。また、サントリーホールディングス（株）ともご縁をいただきましたので市内小学校における「水育出前事業」ですとか、「キッズガーデンディングプロジェクト」による小中学校への花苗の配付なども行いたいと思っております。

9ページをお願いいたします。ふるさと納税を活用した事業者・団体等の事業支援です。こちらから特定目的のふるさと納税を原資とするもので、来年度から名称を「ふるさと納税活用ソーシャルビジネス支援事業」から「ふるさと納税活用まちの元気創出支援事業」に変更を予定しております。ソーシャルビジネス支援部門については、既に認定を受けている2事業に対する支援額については記載のとおりでございます。また、新規事業として、元気まちづくり創出支援部門というのを創設して、町づくりなどを行いたいNPO法人ですとか、事業者、団体等を対象として支援することとし、これまでのソーシャルビジネス支援と同様に、企業版ふるさと納税及び個人版のふるさと納税の枠組みを開放し、自ら寄附金を集めていただく仕組みで町の元気を創出していただきたいと考えております。

10ページをお願いいたします。台湾新港郷との友好交流の推進です。新港郷とは平成29年に友好都市提携を結んでおり交流を深めてまいりましたが、コロナ禍で思うように交流ができていませんでした。新年度においては、渡航による現地交流を再開するとともに、経済的な交流も実現に向け一歩を踏み出していきたいと考えております。具体的には、①経済交流の推進ということで、新港郷での将来的な市特産品の常設販売を目指して、まずは特産品の物産展を開催する予定であり、先日の渡航の際にも会場等について打ち合わせを行ってきたところでございます。②飛騨市・新港郷友好クラブの充実ですが、現在、市庁舎1階の一角に新港郷の紹介スペースを設けておりますけれども、もう少しきちんとした形で展示ができるように整備することといたします。また、職員から有志を募り、友好を推進するためのプロジェクトチームを発足することといたします。また、③に記載しておりますように、ホームステイ交流も実施予定でございます。

11ページをお願いいたします。ふるさと納税の推進です。昨年は19億円のご寄附をいただいたふるさと納税でございますが、新年度においても、これ以上に伸ばしていく余地は、あまり大きくはないのですが、引き続き返礼品の充実ですとか、PRの強化に努めてまいります。新規事業として、先ほどご説明いたしましたワンストップ特例オンライン申請の導入を挙げさせていただきます。

12ページをお願いいたします。U・Iターン（移住）者の受入体制の強化です。持続可能な飛騨市実現のために移住者の増加、施策の展開は重要な位置付けと考えておりまして、今までも様々な取組を実施してきておりますが、新年度においては対策の拡充を行ってまいります。コロナ禍を経験し、全国的にIターンやUターンへの関心が高まってきており、今回Uターン者への支援を拡充いたします。①、新規事業といたしまして、飛騨市移住相談支援センターを新たに設置いたします。加えて、移住奨励金の拡充も行います。4年以上、当市を離れていた方を対象として、Uターン者への奨励金を出すものでございます。

13ページをお願いいたします。空家流動化の促進です。増加し続けている空き家の利活用も持続可能な飛騨市づくりにおいて重要な施策の1つだと考えております。新年度においては、①空家を賃貸住宅として利活用するための改修費に対する助成を倍増し、上限を300万円までといたします。加えて②空家を賃貸物件として活用する手法ですとか、メリット等を分かりやすく解説するチラシを作成し、空家所有者に訴求していきたいと考えております。

14ページをお願いいたします。魅力ある地元高校づくりの推進です。拡充ポイントのみご説明いたします。①の3行目でございますけれども、吉城高校、飛騨神岡高校に加えて飛騨吉城特別支援学校高等部の3校が連携し行う事業に対し、新たに助成するものです。②の2行目ですけれども、市内高校生が静岡大学に出向き現地で行う高度な地域課題解決学習を体験する機会を作りたいと思います。

15ページをお願いいたします。市民の元気が出る広報プロジェクトです。市内にはなかなか普段気づかないのですが一流の知見や技術をお持ちの方々がいらっしゃり、私たちの日常生活を支えてくださっております。事業概要の1点目ですけれども、そういった方々の仕事や活動にスポットを当て、広報ひだや市ウェブサイト、SNS等で紹介していきたいと考えております。そうすることにより、市民の誇りや元気の醸成につなげ、持続可能な飛騨市づくりにつなげていきたいと考えております。2点目といたしましては、市内で個人やサークル、地域団体が主催するイベント等について市ウェブサイトやSNSを通じて活動のPRを行います。

16ページをお願いいたします。ホームページ・情報発信媒体の強化です。新年度において、情報発信力の強化を図りたいと考えております。①全国メディアを通じた広報の強化ですけれども、プレスリリース配信サービスを活用し、テレビや専門紙出版社等の各分野における感度が高いメディアに直接つながる情報発信に取り組んでまいります。②につきましては、各種イベントの実施の際に、各部署でチラシなどを作成しておりますけれども、これをウェブ上で発信するためには単にPDFファイルを送るだけだとどうしても情報が伝わりにくいという欠点がございます。少しでも情報を多くの方に届けるために、従前は職員が適切なウェブ素材を自ら作ってウェブ配信しておりましたが、この部分を外部委託したいと考えております。

17ページをお願いいたします。市民と創る市制20周年記念事業の開催準備です。来年、令和6年2月に当市は市制20周年を迎えることとなります。20周年は1つの節目であり、今後も持続可能な飛騨市であり続けるために、「新たなまちづくりの出発点（元年）」というような視点に立ち、市民と一緒に、「みんなで祝う・みんなで楽しむ・みんなで創る」記念事業の検討を進めることといたします。

18ページをお願いいたします。集落支援員の配置です。基礎的條件の厳しい集落に対する支援については、委員からも何らか手を打つべきところのご提案をいただいているところでございますが、国の集落支援員制度を活用して、3つの地域について支援員を配置したいと考えております。具体的には事業概要に記述のとおり、畦畑地区においては、耕作放棄地や将来的に耕作の見込めない農地の粗放的な管理について地域と連携し、検討・実証を行う支援員を。河合地区においては、耕作放棄地等の活用実証や山野草等の地域資源化調査ですとか、地域コミュニティ活動への支援などに従事する支援員を。宮川地区においては、生活課題の調査や様々な団体の困り事等の把握、地域に元気をもたらす施策の検討などを行う支援員を配置いたします。集落支援員という制度の所管は企画部でございますけれども、実際の活動は、各所管部署が中心となりますので、事業概要に記述のとおり、予算は各部署にて計上しております。集落支援員による活動が各地域における課題解決につながり、持続可能な地域の実現をサポートしていきたいと考えております。

19ページをお願いいたします。飛騨市政策アドバイザーの設置です。概要に記載のとおり、脱炭素・エネルギー、防災・減災、まちづくり、地域医療などの分野において、知見を有していらっしゃる専門家や学識経験者の方に市の政策アドバイザーとして任用させていただきます。そう

いった方々より市の重要施策の推進や重要課題についてアドバイスをいただきながら、よりよい市政運営、政策形成に役立てていきたいと考えております。

20ページをお願いいたします。職員の政策形成能力の向上です。委員の方々は、既にご承知のとおり、本日からの予算特別委員会でご説明をさせていただき当初予算については、平成29年度以降、編成プロセスの見直しを行いまして、市民の声をよく聞き、社会情勢を把握し、国や県の動向も注視した上で理想的な市の姿を描き、現実と比して不足する部分をあぶり出す、それを課題として設定した上で、市行政として何を真に行うべきなのかについて議論を繰り返して、政策の形成に至っております。したがって、職員の政策形成能力は確実に向上してきてはおりますけれども、一方で、やはりどうしても能力のばらつきですとか、PDCAサイクルがうまく回っていないなどの課題も顕在化してきております。そこで管理職を対象とした政策形成能力の向上を目的とした研修を実施し、組織全体の底上げを図ることにより、持続可能な市役所づくりを進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。ちょうど正午になりましたので、質疑については午後からにしたいと思います。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで暫時休憩といたしまして、再開は午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時00分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

なお、皆様をお願いをいたします。発言をされる場合はマスクを着用しておりますので、聞きにくいということがございますので、マイクはできるだけ自分の声を拾うように、理事者側もハンドマイクの方、特に大きな声でよろしくをお願いいたします。

それでは質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

事業別説明資料の6ページ、飛騨市ファンクラブの交流推進についてですけども、まず聞きたいのは、ここに書いてあるのは1万人を突破したということですけども、当然ここには関東飛騨市会あるいは東海飛騨市会のメンバーの方々が入っていらっしゃると思います。大体どのくらい入っていらっしゃるのですか。

□総合政策課長（田中義也）

関東飛騨市会の会員の方がファンクラブに加入していることは承知しているんですけど、具体的に何名の方かまではちょっと把握しておりません。

## ○委員（野村勝憲）

私もかつては関東飛騨市会、東海飛騨市会も入っていましたので大体分かるんですけども、結構の人が入っていらっしゃると思うんです。私の知り合いも結構入っていますのでね。これはいいんですけど。

そうしますと、今回ですね、ファンクラブの交流推進には1,000万円近くですね、それともう1つ、ファンクラブの交流を通じた地域振興費、これ939万円計上されていますね。合わせて2,000万円近く計上されているわけですけども、当然これだけの費用を使うわけですから、費用対効果の面から考えてどのようなことを成果として望まれているのでしょうか。

## □企画部長（森田雄一郎）

やはりこのファンづくりを進めていくというところの背景には、人口減少だとかということがございます。私ども、今ふるさと納税も一生懸命取り組んでおります。数字といたしましては決算のときにもちょっとご説明いたしましたけれども、このファンクラブの方々からのふるさと納税というものも結構な額をご寄附いただいております。それに加えましてファンクラブの方々用に通販サイトなんかも運営しておりますので、そういったところでの経済効果ももちろん狙っていきながら、やはり、あとは関係人口的なところの取組を進めて、どれだけでも飛騨市のファンになっていただいて、市を支えていただくといいような、そういった効果もあるのではないかなというふうに考えております。

## ●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

主要事業の概要の3ページ、再生可能エネルギーの件ですが、事業概要の①のところ「民間企業からの非常勤派遣」というふうにあるんですが、これは飛騨市とか、その圏域なのか、またはこの近辺なのか、またはそういう人材派遣会社からの専門を招集するのか教えてください。

## □企画部長（森田雄一郎）

これは主要事業の概要にも記載がございますけれども、国の地方創生人材支援制度というものを活用しております。したがって、区域的には全国から。国のこの制度に登録をしてくださる企業さんがいらっしゃるんですね、実はこの制度、今年度からというか、今からスタートなんですけれども、グリーン専門人材というところ。なので、広くそういう専門のコンサル担当とかも入っていると思いますけれども、そういうところの企業様がエントリーをなさって国のほうでマッチングをされまして、「私どもとしては、こういう業務をしたい。」といったところでマッチングできる企業様と一緒に手を組んでやっていくという仕組みでございます。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

そうしますと、民間企業でこういった再生エネルギーの精通された企業ということで、最終的にはそういった方が飛騨市の再生エネルギーに関して入って来られるということもあるのでしょうか。

## □企画部長（森田雄一郎）

ご質問の趣旨というか内容は、その事業者さんが伴走しながら施策を見立てて一緒に行くんですけど、最終的に施行業者的に一緒に事業に参画してくるというような、そんなイメージでございますよね。当然そういったこともあろうかと思っております。しかしながら、今、既に面談等も進め

させていただいておりますけれども、どちらかと申しますと、コンサル的な業務を主にやっていらっしゃるような業者さんが多いので、まずは最初の施策段階というところでの伴走というところかなと考えております。

○委員（高原邦子）

私、そのところに「市内における中小水力発電所等の整備促進」、それで、そこに書かれている「市内で行われる水素などの次世代エネルギーの調査研究を後方支援します」ということなんですね。私も一昨年ちょっと小水力発電所等々を見て、関係者の方々と語った中で、水素というのがものすごく可能性があるなということが分かったんです。ただ、厄介だ、難しいというのも分かったんですね。これに着目して、市長答弁の中でも水素のことを言われたときはすごいと思ったんですけど、ただ、ゼロ予算ですよ。後方支援と言いますが、どういった支援を考えて後方支援というふうにつけたのか、その辺ちょっと説明していただきたいなと思います。

□企画部長（森田雄一郎）

この水素の関係でございますけれども、ご承知かも知れませんが、既に市内にもたくさん水力発電をされている事業者様がいらっしゃいまして、その事業者様は当然のことながらFIT制度を活用されております。数年経過されておりますけれども、事業者さんのFITの活用は20年とされておりますので、どこかの時点ではFIT適用が外れるわけですね。そうした場合に、それを自家消費するのかどうかという判断だろうと思っておりますけれども、水素の可能性、今おっしゃっていただいたように非常に可能性としてはポテンシャルが高いと思います。「卒FIT」というふうに言いますが、そういったところまでも含めた形で、現在、環境省の委託事業を受けられておまして、そこでこの地域における水力発電由来の水素を、どのようにこの地域で活用ができるのかといったようなフィージビリティスタディーの調査が行われておまして、それに市も参画というか、オブザーバーとして参加をさせていただいております。そういったところで取組が実現していくような形になるといいなというふうに思っておりますけれども、行政としてもそういった意味で側面支援をしていきたいというふうに考えております。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

事業別説明資料の4ページですけれども、平和な社会への貢献の事業ですね、平和教育の推進。これ小・中学生10名程度を派遣するというふうになってはいますが、これ10名は少ないんじゃないかなという気がするんですけども。小・中学生ですから、これを学校単位で分けたら、ほんの2～3人ぐらいの参加で各学校から出ることになると思うんですけどね。高校生になるとそれなりの、何て言うんでしょうか、成熟した成長があるかもしれないですけど、まだ義務教育の中の小・中学生がこういうところに行って平和について学んできて、それを各学校に広げていくというにはもうちょっとグループが組める、学校が3人から5人ぐらいでチームを組んで行って、その成果をまた飛騨に帰ってきたときにまとめて学校に広げていくというようなやり方が、とっても成果が、層が厚くなると思うし。10人じゃなくてもうちょっと人数増やしてもいいと思うんですけど、なぜ10人なんですか。

□企画部長（森田雄一郎）

この平和への取組というのは、具体的に行うのは、令和5年度が初めてでございまして、主要

事業の概要にも書いてありますけれども、今回、小学生じゃなくて、中学生だけです。そこで10名ということでございます。

初めての試みでございますので、多く行っていただいて、いろいろ学んでいただくのはとても良いことだと思いますけれども、とりあえずこの10名で今年度は様子を見ながらですね、受入れ側のところもあると思います。長崎のほうの受入れの環境だとか、あちらでもいろいろ活動しますので、そこの絡みも今年ちょっとやってみてですね、そこでこれがもう少し大きくしたほうが良いといったような、そういうことではございましたら、検証して増やしていくということもありなのかなというふうには考えております。

○委員（野村勝憲）

ちょっと説明になかったんですけども、資料の中には書かれていますが、ふるさと納税で、日本一の猫助け事業を飛騨からということで、ソーシャルビジネスに支援金、1年間で5,000万円予算計上されていますね。それで、今年度までは、5,000万円の内訳の大きいのは建物の購入費とか、あるいは改装費のハード面が大きかったと思うんですよ。それは終わったわけですから、来年度はその5,000万円はハード面じゃなくてソフト面だと思いますね。ソフト面に具体的にどのような形で5,000万円を使われるんですか。とりあえず1年間。

□ふるさと応援係長（土田憲司）

今ほどの質問ですが、今年度は議員おっしゃられるとおり施設の購入、改修といったところが一番大きな部分だったと思います。次年度以降におきましては、今計画されております令和5年度の予定としては、高齢者のネココミュニティという、高齢者の皆様が保護猫を飼っていただく。それをネコリパブリック飛騨のほうで見守るといった形で、高齢者との見守り事業といったことも含めたソフト事業のほうも展開をしていく予定でございます。さらにペットの火葬者ということで、以前、一般質問等でもありましたが、こういったものの整備のほうも次年度計画しておりますので、今のところの事業費としては5,000万円ということでお話を聞いております。

○委員（野村勝憲）

はっきり言って、株式会社ネコリパブリックへお金が出ていくわけですけども、株式会社ネコリパブリックのですね、直近の決算はどのような決算なんでしょうか。要するに収支バランスからいって1年間、例えば6月決算とかいろいろありますけど。昨年度の決算で結構ですけども。

●委員長（住田清美）

答弁をお願いします。

□総合政策課長（田中義也）

申し訳ありません、ちょっと今会社としての決算の状況については把握しておりません。

○委員（野村勝憲）

ぜひその辺は把握していただいたほうが良いと思います。要するに、クラウドファンディングで募集されて店舗改装をしたり、いろいろやっつけいらっしゃる。恐らくお店の中には7店舗か8店舗、赤字店舗もあると思います。ちょっと忘れちゃったけども、そのくらいあるんですね。

それはそれとして、そうしましたら金森町にあります「SAVE THE CAT HIDA シェルター」。ここに止まっている車がですね、このところずっとですね、名古屋ナンバーあるいは岐阜ナンバー、たまに豊橋ナンバーが止まっています。飛騨ナンバーがほとんど止まっていないんですよ。ということは、地元の方は歩いてお店入られるのかもしれないですけども、土・

日曜日でも飛騨ナンバーが止まってない。ということは、地元のお客さんほとんど最近はないんじゃないかなど。外から見てですよ。このところの、例えば直近の売上状況は把握されていますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□ふるさと応援係長（土田憲司）

直近の状況を聞いておりますが、10月以降の来場者数としましては、月平均としまして150名ということを知っております。地元のボランティアの方のお手伝い等も含めながら経営をしておりますので、完全に黒字とまではいっていませんが、ある程度の収入は確保しているという状況でございます。

○委員（野村勝憲）

150名来て掛けることの入館料が入るのに500円ですね。そうすると月の数字は大体想定できますよね。私はこれ単体では、やっぱりふるさと納税がなかったら運営できないと思いますが、人件費どころじゃないですもんね、これ。出ません。これでは。その辺のところをしっかりと把握して。だから私危惧しているのは、残り2億円あるんですけども、これから何に使われるかというところを市民からもチェックしてくださいって言われています。そして、そういうのはちゃんと報告してもらわないと、要するに寄附金、寄附金と言いますが、あくまで公金なのでね。その辺のところは十分留意してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

委員からたびたびいろいろご質問いただいておりますが、私どももですね、市民の方々にその制度の内容ですとかの周知がちょっと不足をしていたなという部分がございますが、市の広報等を通じて活動内容をご紹介するというような取組もしております。今後ともですね、まだまだこれ5年間続いていくわけでございますので、これから4年間ですけれども、前々から申し上げておりますようにこの運営会社さんときちんと情報共有の会議等を持ちながらですね、先ほど申し上げた市民の方々への活動内容の周知といったところにも努めてまいりたいと考えております。

やっぱりこれ5年間で終わるのではなくて、この地に足をつけてビジネスとして今後も将来にわたって独自に運営をしていっていただきたいという、要は社会課題解決の事業でございますので、そういったことにつながっていくように、よく情報共有しながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

●委員長（住田清美）

ほかにごございませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

主要事業の概要の10ページ、新港郷の件ですが、今回、新港郷の新庁舎完成ということで、昨年オンラインでの式典も参加させていただいたんですが、オンラインの画面で見る庁舎のブースと、実際行って見たときのブースではもう格段の差があって、相当立派なものをつくってみえるなというふうに思ったんです。今回、交流があるということで、常設スペースを設けるということですが、これはこの下に書いてある古川祭に合わせて来日されるときには間に合うのでしょうか。

## □企画部長（森田雄一郎）

私も全く委員と同じ感じを持っております。実際に行かせていただいたのとオンラインではもう全然違いまして、本当に庁舎入って真正面のところにあれだけのスペースを割いてくださっているの、本当にありがたいなというふうに感じております。

ご質問のご回答ですけれども、ちょっとやっぱり古川祭には間に合わないだろうと。今回の古川祭にはですね、向こうから総勢35名程度お越しいただけるといふふうにお伺いしておりますけれども、できれば間に合えばよかったです、ちょっとそこは難しいかなということの思いながら、かつですね、やっぱり予算規模も新港郷公所のような形を整えるというところまではちょっと難しいかなと考えております。今の小さな一角というよりも、もう少し見栄えがよく整備をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

## ○委員（前川文博）

新港郷ですけど、コロナ禍で行き来がなかったというのは分かるんです。その前に交流を開始したということで、向こうへ行ったり、向こうからいらっしゃったりということで、今年行って来年度みえるということですけど、交流続けるのはいいんですけど、35人いらっしゃるとなったら、また今度、飛騨市からまた翌年度行くということをやっと続けるんですか。何十人単位で行ったり来たりということをしていくという方針でよろしいですか。

## □企画部長（森田雄一郎）

本当に新港郷の方々、郷公所、奉天宮、新港文教基金会、いろいろな組織がございますけれども、本当に交流をより深くしていきたいという思いを持っていただいております。委員のほとんどの方もそうかもしれませんけれども、新港郷との交流については多分推進していったほうが良いというお気持ちをお持ちだろうというふうに考えております。私どもそこまでの人数を大挙して行くということは難しいかもしれませんが、それなりの人数で行くというのがやっぱりこれは交流を続ける上での儀礼的なところかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

## ○委員（野村勝憲）

関連ですけども、今回35名が古川町に来られるということですが、その方々は、今回計上されている600万円の中の経費で入っているんですか。その方々と当然交流して接待をされ、お土産を渡さなければいけない、そういった費用も含めて、当然この中に入っているわけでしょう。

## □総合政策課長（田中義也）

お渡しできる土産代程度は予算の中に入れてはいるんですけども、食費の接待等につきましては必要最低限ということで、それなりの会費をいただくこともあろうかというふうに考えております。

## ○委員（野村勝憲）

御存じのようにですね、この新港郷のことは一般質問でしましたし、私、平成28年に台中市へ行きまして、起し太鼓あるいはボランティア活動で行ったわけですよ。私も身銭を切って。

そういうことで、今回のことで私ちょっといろいろ市民の皆様にといいことで一般質問するということを要望されたものですから、回っているんですけども。

そうしますと、やっぱり行かれた方からですね、この委員の中でも実際行かれていますわ。私どもは全部身銭で行っているんですよ。身銭でね。自分の個人のお金でパンフレットを配ったり、

旅行会社行ったりしていろいろやってきたんですと。30年間の間にね。中には別の人ですけども、私はもう200万円以上、台湾へ10回ぐらい行っている。そういうのをベースにしている。したがって、官と官の交流じゃなくて、新港郷と市のそういう交流じゃなくて、こういうものは民間レベルでやっぱり交流していかないと。私も平成28年の12月で早速一般質問しています。新港郷の交流をすべきということで提案して、平成29年から交流になっているわけですけども、私は、あくまでそのときは民間レベルの交流ということを言っているわけですよ。官官で来年もやっていたら、「税金ばかり使って。」ってまた非難を浴びる。私まで非難浴びているわけですよ。だから今弁解で回っているんですけど、そういうことはちゃんとですね、やっぱ民々でやるということをお願いしたいんですが、その辺いかがですか、市長。

△市長（都竹淳也）

おっしゃることはよく分かるんですが、最初、友好都市提携をするときに、民々でずっとやってきたんですけども、役所がなかなか加わってくれないと。行政が加わった形にしてほしいというのは当時非常に強い願いでした。それであれば、これよく言っていますけども行政間の交流っていう形をそこに加えていきたいと思いますということで、それで始めたんですね。新港郷公所が出てくるのもそこからでして、それまでは新港文教基金が中心で交流になっています。今、新港郷公所が中心でやっているというのは、当然行政同士のつき合いとこういうことになります。

民間のところを外しているわけではなくて、そこをさらに組織化するために飛騨市新港郷友好クラブというのを作ってやっている。恐らくこの後ですね、今回もコロナ禍直後、このなかなか渡航も本格的に動かない中で、とりあえず、まず行こうということで行ったというのは、一般質問でも部長のほうから答弁ありましたけども、この後、交流は民間のところが増えてきますので、そうするとここのクラブを通じてですね、積み立てをすとか、そういった形の中でやっていくということに恐らくなろうかというふうに思います。

ですので、やはりそれは官民両方ですね、きちんと一緒になってやっていくというのが基本だと思いますし、新港郷のほうもそういう体制を取ってくれていますので、同じような考え方の中で相互に交流をしていくということになろうかと思います。

○委員（野村勝憲）

もう1点、お願いですけども、今回、古川祭に来られますけども、この35名の方は宿は決まっているわけでしょ。古川町ですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

古川町内に皆さんご宿泊いただければ本当はよかったですけれども、宿泊可能なところは市内で宿泊をしていただき、一部どうしても高山市の宿にご宿泊をされるということをお聞きしております。

○委員（野村勝憲）

そういうことが起きるので、やっぱりその繁忙期といいますかね、祭りをキーワードにして交流しているわけじゃないんですよ。たまたま台中へ行ったときは、子供歌舞伎とかそういうものを持って、起し太鼓も持って行ってやっていますけども、それはあくまできっかけであってね、できるだけ端境期のときに交流できるようなことも考えてもらわないと、向こうからこれだけの

人がいらっしやるわけですから、飛騨市の旅館組合も含めて端境期のときにですね、できるだけ多く来てもらうような、そういう仕掛けづくりもしてもらいたいと思いますがその辺いかがですか。

△市長（都竹淳也）

この前行ったときにその話がちょっと出まして話したんですけど、祭りに来たいというご希望がものすごく強いんですよね。我々はむしろ宿も取れないし、受入れの対応が十分できないので、秋とかそういった形もいいのではないかという話をしたんですけど、とにかく古川祭に行きたいという、郷公所の展示コーナーも古川祭が全面に出してあって、やっぱり皆さんの中に祭りが強烈な印象としてあるので、祭りに行きたいということでおいでになるということです。

お互いにそうなんですけど、行く日にちというのは話し合っただけというよりも、やっぱり行けるタイミングを伝えてきてそこで受入れの体制を取るという形になっていますので、新港郷の皆さんの強いご希望だということでご理解いただきたいなと思います。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

○委員（高原邦子）

ふるさと納税の利用の仕方をちょっとお伺いしたいと思います。ソーシャルビジネス、そちらのほうはちょっと分かったんですけど、例えば、こどものころクリニックとか、ガッタンゴーもあったのかな、そういったところありますよね。そこに入ったものは、結局、返礼品とか手数料もろもろ引いたその残りを紐付けずにどのくらい渡しているのか。それとも、こういうことをやらなければって活動のために渡しているのか、それとも渡していないのか。その辺どうしていらっしやいますか。その分け方ですよね。あまりにも猫とかそういったものが話題になってしまって、そういった別なところ、個々のそういったところにはどのようなふうにお金を支援して、ふるさと納税をもらっているのかなってということが疑問だったので、それを教えていただきたいなと思います。

□企画部長（森田雄一郎）

ソーシャルですとか大学につきましては、やっぱりそれ特定目的で企業さんに頑張ってもらってという仕組みであります。今おっしゃっていただいたのは、通常のふるさと納税のベースかなというふうにも考えておりますけれども、基本的にですね、今申し上げたような特定の、本当にご自身でというところ以外の事業目的につきましては、あくまでやっぱり市の事業でございますので、例えばガッタンゴーというところのふるさと納税集めておりますけれども、例えばそれは市が保有しているコースの整備だとかですね、そういったところで整備費用に充てるという形での支援というか、そういった使い方をしているということでございます。

○委員（高原邦子）

そうすると、市の意向で配られて、例えば今ガッタンゴー出されていたので言うんですけど、ガッタンゴーの方々もいろんなところから頼んで集めていらっしやるんじゃないかと思うんです。そういったものは、やっぱり市の意向によってそのまま来るのではなくて、市がこういうことをやって整備しなさいよとか、そういったことにしか使えないというふうになっているというふうなんでしょうか。私は別口に見えるようなものも、全部とかそんなことじゃなくても、ある程度、何%とか渡してもいいんじゃないかなって思ったんですけど。こどものころクリニックなんか

はどうなのでしょう。

△市長（都竹淳也）

ちょっともう1回考え方を申し上げますが、入ってきたものを交付するという形態が特殊なんです。基本的には目的をつけて、そこに入ってきたものを市の事業に使うというのが基本です。市が事業として使う。差し上げるということを前提にしたものはあまりないんです。差し上げるものは差し上げるものとして、そういう募集の仕方をするということです。

例えば東京大学の宇宙線研究所あるいは東北大学の研究所の支援は、入ってきた分の3割を寄附として出しますという、差し上げるということですけど、そういう格好を取っているんですが、それはそういうふうに宣言をしているんですね。そのほかのものも宣言しています。なので、基本的にはですね、差し上げるものが特殊で、市の事業に使うというのが基本だということです。

じゃあその市の事業に使うものをどうやって選定しているかなんですけど、例えばですね、こどものころクリニックなんかだと、市外の方が多く利用しておられる。そうすると、その人たちに運営に協力してもらって気持ちを持ってもらうといいのではないかなというかなものについては、ふるさと納税って形をとることによって、いろんな関連の予算にも充てられるし、支援も求められる。なので、やりましょうと。

あるいはですね、例えばラグビーの大会の寄附の項目作っているんですが、これは単純に毎年市が予算を組んで一般財源から出していくっていうよりも、自分たちでここでやってもらうという気持ちをつくることで、数河という地をもっと理解してもらえるようになる。それから、ふるさと納税で寄附をするということで、飛騨市での大会っていうものへの思いを高めてもらって、大会そのものを継続することができるっていうこともあるので、それぞれの目的に応じてふるさと納税で資金を集めるっていうことが有効なものについてはそうやって目的を設定していくということになっているんですね。

ただ、これ本当にですね、上のほうから順番に目的ってこう並んでいるものですから、上から順番に入ってくるかっていうとそうでもなくて、今の「ネコリパブリック」とか「Edo」はわざと一番下にしているんです。一番下にしているのにこんなに入るんですね。上にしてあっても入らないものもいっぱいあります。なので、やってみるとよく分かるんですが寄附する人というのはちゃんと選んで寄附しているんだなということが、実はよく分かるので、それでやっぱり東大の研究所なんかでも減っていつているんですよ。そうするともっと先生たち頑張ってPRしてくださいということにもなるし、なので、やっぱりそこはふるさと納税を目的を持った使い方をすることをまず前提にしながら、それで共感を得て事業をさらに発展させていくというために、市のほうで、自分たちで使うようにしているということだというふうにご理解いただければと思います。

○委員（高原邦子）

やっぱりこれも誤解されている人もいるのではないかなと思うんです。今、東京大学とか東北大学とか、そういったところには使ってくださいと。それは何々に使いなさいと市は言っていないよ、研究とかそういったものに使って。ところが、そうじゃないほかのところのものは、やっぱり市の施策というかそれをするためであって、寄附をもらった団体にしてみると、東京大学とかああいうところはそうやってもらえて、こっちも一生懸命お金集めたのに市の事業しかできないのかなという疑問もあったりするので、誤解をね、市長の説明をしっかりと受けていられ

やる人にも説明して、やっぱり分かってみえないところが多いんじゃないかなと思うので、もらうほうにも説明は大事じゃないかなと思うんですけど、森田部長どうですか、もう1回説明をしっかりと。市の事業、これなら出しますよという事業だということは分かったんですけど、東京大学とかとは違うそういうものですよということをしっかりと行っていかないと、一生懸命集めたのになと思ってしまうので、誤解のないようにするにはどうしていかれるおつもりでしょうか。ちょっと知恵をお願いいたします。

□企画部長（森田雄一郎）

全てではないのかも分かりませんが、様々な事業のメニューがありまして、基本的に事業をやっていらっしゃる、それが民間の方々であれば、やっぱりコミュニケーションはさせていただいております。こういった事業したいんだよねというようなご希望も当然ございます。そういった希望を叶えるために寄附という仕組みも働いているということは、そこはやはりご理解いただいているんだというふうに私どもは考えております。

一般の直接携わっていらっしゃる市民の方々に分かっていただくということも、委員がおっしゃるように必要なというふうに考えますので、その点については広報等で周知させていただければいいかなというふうに考えております。

○委員（籠山恵美子）

今の続きみたいなものなんですけど、令和5年度飛騨市予算の概要の資料、18ページを見ますと、ふるさと納税を活用して実施する事業という一覧が載っていて、ここには目的別のどこにどういうふるさと納税という寄附が行ったかということがずらっと書いてありますけど、なかなかすぐに理解しにくいというのは、ふるさと納税でもらったもの、いわゆる普通の財政に一般財源みたいに交付税でどっと来て、それを市の意向でここに幾ら幾らと分けるなら分かりやすいと思うんですよね、必要なものだけ差上げますと。ですけど、こういった目的別に納税される方、寄附してくださる方の意向に沿ってカテゴリー分けをするものですから、多いところには多く来るし、本当はもっとほしいところには来なかったりということありますよね。来なかったのならまだしも、これだけいただいたのでこれだけですよと言えるけれども、たくさん来たところが、例えばいろいろ経費を引いて活動に使えるだけのお金、でもそれが余ったら余ったものは留保という形で余らせて次の事業に使いましょうという、なかなかこの辺が理解しにくいというか、じゃあ余ったら市に返してもいいのではないかと思ったりするんですよね。その質が違うので、簡単にそんなふうにはならないと思いますよね、飛騨市の一般会計に戻してしまったら、くださった方の意向に違うことをやってしまうわけですから。ですから、このあたりがどういうふううまく理解されながらやっていくのかなとずっと悩んで見ているんです。どうでしょう。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

金額が小さいうちは、あまりこういう問題起こらなかったんですよね。逆に言うと、誤解も起きなかったんです。このために入ったものは当然そこに充てるということだけで済んでいたんですけど、やっぱり金額が大きくなってくると、こういう問題がどうしても出ます。

ただですね、今ふるさと納税という制度全体がやっぱり一定の批判がずっとある中で、きちんと目的を持って寄附していただくんですよ。あるいは、それはつまり皆さんがこういう目的で

寄附してもらったことによってこういうことができたんですよと言えるようにするというのをしっかり飛騨市としてやっていくことがふるさと納税の制度を存続させる1つの手段になるんだというふうに我々は考えてきたんですね。なので、目的をしっかりと設けて、そのために使うということを重視してやってきたわけです。

ただ、その溢れたものというのをどう扱うか、つまり、2年前、3年前に入ったものもまだ残っているという状態になっているので、それをどこまで寄附者の目的の意識をですね、どこまで有効期間にするかというか、そこはですね、確かにおっしゃるようにあると思うんです。ただ、これ条例もつくってですね、寄附金の目的以外には使ってはいけませんというのをつくってあるわけですけど、それからすると、やっぱりあくまでもその目的で使わないといけないというふうに思っているものですから。そうすると、どこかでは使っていかなければいけないので、それで今年6億5,000万円に増やしたのはその意味があるんですね。5億円ということで止めていたんですけど、あまりにも全体の留保額が大きくなってきたので、6億5,000万円にちょっと使って、目的は変えずに、そこにお金を入れるという形に今回したということなんです。

今後の話ですけど、全体的に一番上の「地域振興・観光・まちづくり・防災に関する事業」というところに圧倒的に入るものですから、今ちょっと試しに順番を変えてみて、「福祉・子育て支援・生きづらさ」あるいは弱い立場の人たちの支援というのを上に持ってきたり、子育て、子供関係のものをちょっともう少し表記を変えたりしながら、入り方がどういうふうになるかというのを見たいと思っています。そういうことによって、全体的にやっぱり福祉・子育て・教育系のところというのはもっとお金がほしいんですけど、地域振興の中に圧倒的に入ってしまう傾向があるので、順番を入れ替えることで一度様子を見てみたい。そうすることによってもうちょっと平準化が図れるのではないかなというふうに思っているんで、これはその辺りも工夫しながらやってみたいということなんです。

いずれにしても、目的に応じてやっていくということは、これはもう大原則ですので、それをほかへ流用するということは基本的には考えていないし、そこは条例でも自分たちを一応縛ってある格好になっているので、そこはそれに従ってやっていきたいと思っています。

#### ○委員（籠山恵美子）

確かに、やっぱり目的はちゃんとその目的どおりに使うことが寄附者の本意ですから、それは大事だと思います。ただ、ここにある19事業のほかにも、新たな事業としてふるさと納税の対象にしたいなということだって起きてきますよね。それと、もしかしたらこの事業は一生懸命やってみるけど結構留保額が多くなってしまっているし、もう5年の事業、ふるさと納税の対象は5年で、もうおしまいにしましょうとかって、そういうことも考えようによってはあるかなと思うんですね。未来永劫ふるさと納税のお世話になる事業って、だったら本屋さんでやったらいいのにと思ったりもするので、その辺りの仕分けというか、組替えみたいなものは考えてみえるんですね。

#### △市長（都竹淳也）

そうですね5年、どこかでひよっとするとそういう考えは導入してかないといけないのかなという気はしますが、今のところはまだ使えているので、先ほどの少し目的の区分を変えることによってですね、もうちょっと調整ができるかなと思います。

あとですね、ちょっとこれもあわせて申し上げておくと、幾つか例えば飛騨みやがわ考古民俗

館のかやぶき民家の保存とかですね、幾つかつくってあるものがあるんですが、こういうものって予算のいろいろな事業を立てるときに、一般財源で措置するにはちょっとこれ大き過ぎるんじゃないかと。例えばかやぶき屋根に2,000万円ってかかると、2,000万円の効果があるのかどうか、あるいは2,000万円という金額が出せるのかどうかという議論になるので、これなんかは、だったらふるさと納税で一生懸命寄附を呼びかけなさいと。それで、目的の金額に達したらやろうかというふうにしているんですよ。そういうことによって、一般財源からお金を出さずにできるということもある。

それからもう1つ、先ほど長くやるものは本予算だと委員からお話あったんですけど、これは全くおっしゃるとおりで、長くやるものについては逆に言うとこれに頼るといつなくなるか分からないので、ふるさと納税を充てる事業というのは、終わってもいいもの。来年終わってもいいものっていうのを原則基本的に充てていくというのが考え方です。中にはそうじゃないものもありますけど、減っても多分3～4億円が来るだろうという範囲の中で、1億5,000万とか2億円くらいはある程度、多少続くということが想定されたとしても、それは認めるけど、それ以上のものは、基本的に来年終わってもいいというものに充てていくっていうのを基本にしているのです。よく、だったらふるさと納税をこういう制度に充てたらどうかという議論がありますが、これは簡単にはできない。なくなってもいいものとして考えなければいけないということですし、どこから持ってくるということも、やっぱりこれも先ほど言ったように自分でちゃんと律していかなければいけないので、そういった全体的な使い方の考えの中で運用しているということです。

ただ、いずれしてもおっしゃるとおり、あまり長くなったら考えないといけないのかなという気はしています。

○委員（籠山恵美子）

そうするとこの対象になっている事業は、ふるさと納税ですから、ふるさと納税は何たるやを知って頂いていると理解していいのでしょうかね。

それと、これは補助金ではないので、補助制度でもらったら途中で切ってしまうのということにはならず、ふるさと納税はこういうものですと。そもそもが、国がふるさと納税制度は終わりですと言ったらそれだけのものだし。ですから、ふるさと納税というものの中身というか、それを理解して皆さん使ってくださいということでもいいんですよ、いつなくなるか分からないというか、手形のようなものではないですよということですよ。

△市長（都竹淳也）

そのとおりです。ふるさと納税というのはそういう制度である、移ろいやすい制度でもあるし、寄附であるということも、もちろんそういう性格だ。これは税ではないですからね。我々の感覚からすると、例えばある方が10万円、市民病院のために使ってくださいと寄附を持ってこられたものも、ふるさと納税の1億円も同じ考え方で捉えていますので、そのために使ってくださいと言われたものはそのために使う。ただ、それは通常の寄附と一緒に来年も寄附がもらえるということは当然ないですからね、同じようにいつなくなってもいいものだという考え方でやっていく、これが基本だということです。

○委員（高原邦子）

今、手形という言葉で思ったんですけど、これから先もふるさと納税をしっかり集めるから、今どうしても例えば2億円いると。ところが1億円くらいしかない。でも今このことをしてい

けば、もっとよくなるので、時間がほしいから1億円を後年のふるさと納税を担保に事業をするということはできないのですか。

△市長（都竹淳也）

そうですね、制度が確実に続くということが保障されているということであれば考えられないことはないと思うんですが、やっぱりこの制度はいつなくなってもおかしくないというふうにかからないといけないと思うので、後年度のふるさと納税を担保してという形では、ちょっと事業をやるのは難しいかなと思います。

○委員（高原邦子）

そうすると、さっきいろいろ余剰というか、たまってくるという話がありましたよね。では、市に関係するそれぞれのところの施策というものが、もっと踏み込んで立てあげられたらできるのに、「市は結局は何もしてくれていないんじゃないか、それが余っている証拠じゃないか。」と言われたときに、市はどう言われるのでしょうか。担保もできなくて、それで余っているものもちっとも市が施策、これをやりなさいというのを持ってこない。お金寝かせているだけじゃないですかという、そういったときなんと返答をされるのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

その点に関してはこういった説明をしてきていましてですね、要するにたまっているということではなくて、いつなくなってもおかしくなくなったときに、激変緩和の期間があるんです。徐々に落としていく期間がある。その間の、徐々に落としていく費用として使うんだという言い方を今までしてきています。

なので、恐らく今ふるさと納税がガツンとなくなると、ファンクラブとか関係人口系、地域振興系のものは全部できなくなるんです。一斉にできなくなると思います。それから、例えば今学校給食の「ありがとう学校給食」もできなくなるし、スポーツ部活とかの皆さんへ交付しているものもなくなります。それは一般財源ではできないのでやらないのですが、ただ、それをいきなり来年から突然バツンとなくなってくると町ではイベントも企画もできない、何もできないということになるので、そこをだんだん一般財源でやれる範囲に慣らしていくまでの激変緩和期間がある。そのためにこれを使うんだという言い方をしていますので、今あるからといって使わないのは事業がないからではなくて、ある程度のところに止めておかないと財政規律も緩んできますし、ある程度のところで止めておいて、それでたまった分は、万が一、制度が終了したときの激変緩和に使っていくという考え方です。

○委員（高原邦子）

お役所の仕事で法律改正もそうですけど、すぐにしなければ駄目とか、期間を置かずに明日からですよということは大抵ないと思うんです。こういったものもそれがあると激変緩和の時期というものは、やめるとなったときは政府だってその辺は考えて出してくると思うんですよ。

では、激変緩和のためにというなら、それはどれだけの何%なのか。どれだけを準備しておけばいいのか、期間はどのくらいとか、そういったこともみんなそれぞれの項目でくださったところで、市はちゃんと計算して把握して、それでもって仕事を出していないのか。その辺はどうなのでしょう。

△市長（都竹淳也）

その点でいきますと、使える金額はまず5億円に絞ると。残った金額が大体この留保額でい

っても15億円近くになってきていますから、大体3年で激変緩和をしていくという考え方になります。それ以上になってきたものは、今年のように6億5,000万円という形で少し多めに使うということですが、これ事業充てるときにもできなくなっても耐えていけるものかどうかはチェックをしながら選んでいますので、そういった形の中でやっていくということです。

それから金額もですね、制度がなくならなくても来年度も同じ金額で入るという可能性はないんですよ。県内でも15億円、20億円とあって半分になってしまったところもありますし、どういう動きをするかは寄附ですから全く読めないのが、安定的に伸びていくということではないので、制度はあるけど金額が落ちるというリスクも考えておかないといけないということです。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

主要事業の概要の18ページですが、ここの事業背景・目的のところ「河合・宮川・神岡地区」とあるんですが、事業概要のほうには、神岡地区が入っていないんですが、これは何か神岡地区を外した要因はあるんですか。

□総合政策課長（田中義也）

一応、各地域によって地域課題はやっぱり様々でありまして、こういった集落支援員を入れて地域を支援していこうという際には、当然に地域のことには精通している各振興事務所と困りごと感とかを相談しながら配置していったんですけども、神岡地区につきましては、特に地域課題と思っているのが高齢者の見守りだということを聞いております。特に市街地の中の区長会組織がなくなっている中で、高齢者の方が孤独になっていってしまっているところを何とか行政の手で見守っていく必要があるということは課題としては聞いているんですけど、そちらにつきましては、今、高齢者の見守り支援員という方を配置しております。ただ、そちらのほうも今現在1人しか見守り支援員という方を配置していないので、そこをもうちょっと手厚く手広く見守りができるようにということで、この集落支援員という制度を使わず増強するという方向でやっておりますので、この集落支援のシートのほうには神岡エリアが入ってないといった経緯であります。

□企画部長（森田雄一郎）

ちょっと補足をさせていただきます。実はこの集落支援員というのは、記憶に新しい方もいらっしゃるかと思いますが神岡町が第1号でやっていただいております。それに続いて、今回、河合町とか宮川町とかに配置をさせていただきたいということでございますので、そういった意味でもちょっと神岡町、既にやっているよと。支援員の枠からは、その方は今外れていらっしゃいますけれども、近い過去においてやっていらしゃったということです。

○委員（上ヶ吹豊孝）

分かりました。それで事業概要の②、③の河合地区、宮川地区は何となくその支援員の仕事は分かるんですけど、この古川町の畦畑地区ですかね、ここの「耕作放棄地や将来的に耕作の継続が見込めない農地の粗放的な管理について、地域と連携し」どうのってあるんですが、どうもこの②、③の支援員の仕事は分かるんですけど、古川町の作業が見えないんですけど、どういったことをされるか具体的にお願いします。

□農業振興課長（今井進）

今年度ですね、耕作放棄地の対策ということで古川町畦畑地区をモデルに座談会を開いてまい

りました。地域の方々と座談会で話していく中で、耕作放棄地等にいろんなことをやってみたいということはあります。これが地域の課題かなというところがございますが、実際に地域でそういった人員がいるかという、なかなかそういうことができないということがございます、地域からもそういった人員のところを何とか手助けしてほしいということがございます。来年度です、耕作放棄地を使っていろんなものを植えてみたいという地域の要望がございますので、そういったところの実証をしていきたいというところがございます。

○委員（前川文博）

主要事業の概要の6ページに、飛騨市ファンクラブの交流推進というのがあったんですけども、これはこれで今1万人を超えたということでやっていただいて、ファンを増やしていただいてふるさと納税とかいろいろつなげていくというのでいいと思います。ちょっとここにはなかったものですから、例えば関東飛騨市会とかいろんな飛騨市会とか古川会とか神岡会ってありますよね。そういったものはコロナ禍前にはいろいろと事業としてあったと思うんですけど、今年はどんなようなことでどれぐらい予算をみているのか聞けますか。

□総合政策課長（田中義也）

関東飛騨市会とか東海飛騨市会という組織がありまして、コロナ禍前まではかつて定例的に総会など開いていて、飛騨市からも議員はじめ各部長が赴いておったんですけども、ここ数年コロナ禍で開催されておりましたが、今現状聞いておるところでは関東飛騨市会につきましては、今年は何とか開催できるだろうということで、予定では今年の7月に開催に向けて役員会で検討しているということで情報いただいております。

それにかかる予算につきましては、おっしゃるようにこのファンクラブの事業のほうに入っておりませんので、経常経費のほうで予算的には持っているんですけど、関東飛騨市会に赴いた際の手土産代として数万円と、あとこちらから出向く際のバス代を計上しております。

○委員（前川文博）

分かりました。そのバス代ですけど、主催は向こうですよ。飛騨市じゃなくて行くところに行くんですけども、それはにぎわしに行くというのもいいんですけど、実際に行っている方で、一般の方には多分声がけしてないですよ。職員と議員が行くのに、そういう予算でというのがちょっと以前どうなのって話も内輪であったんですけど、そういったものはどういう。例えば関東飛騨市会とか東海飛騨市会、この2つだけなのか、ほかでも何とか会って作ったときに言えば、市のほうはそこもやっていくのか、その辺というのは何か基準がありますか。

△市長（都竹淳也）

私も昔、東海飛騨市会の役員をずっとやっていたものですからあれですけど、現実に主催者側では費用を持ってもらえないですし、ある程度、来てほしいというニーズもあるものですから慣例的にずっと市の財源でやってきたと思うんですね。しかも来る方は、基本的には現地の飛騨市ゆかりの方々の会ですから、こちらから大挙していくという会ではなくて、あくまでも現地の方々の、東京なり名古屋の方々の会だということですから、こちら側は市の職員あるいは市長もですけど、議長、議員の皆さん、あと団体の方々ですね、商工会、商工会議所、観光協会、これが大体通常のメンバーですけど、それは今後も継続していくんだろうというのがまず1つ。

その上で、ほかに新しいところが出てきたらということですが、もしそういうところがあれば同じようにして、ものすごい数になれば別ですけど、なかなか今そういう会自体が組めませんの

で、組んでくだされば当然行くことになろうかと思えます。

それからもう1つですね、ファンクラブに「おでかけファンクラブ」という仕組みを設けておりましたですね、会を設けて飛騨市の集いをやってくださるところがあれば、市長が職員と一緒にいきますという仕組みを組んでいて、今度も東京の中野区でやっていただくものですから月末に行くんですけど、そういうふうにして誰かが行くということは大事にしたいと思っていますので、今のふるさと納税の財源の中でその辺りは動いていくことになりましたけど、そういったものもあるということをご紹介しておきたいと思えます。

○委員（籠山恵美子）

7ページの関係人口と共創するまちづくりプロジェクトというのがなかなか分かりにくいので教えてください。「ヒダスケ！」という組織ですけれども、例えば予算書の48ページの委託料、ふるさと納税業務委託料1,485万円、これの委託先はこの「ヒダスケ！」ですか。

□企画部長（森田雄一郎）

この予算書に記載がございますのは、ふるさと納税の業務をやっていただいている事業者でございますので、「ヒダスケ！」ではございません。「ヒダスケ！」というのは、団体ということでもございません。「ヒダスケ！」という枠組みというか、そういうことであるというふうにご理解いただければと思います。

○委員（籠山恵美子）

「ヒダカラ」とは違うんですね。枠組み、そうすると、関係人口と共創するというのは、具体的にどう。「見える化を図ります。」って何かよく分からないんですけど。ソフト事業なんですよ。この新年度でやることが見えないんですよ。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総合政策課長（田中義也）

まず「ヒダスケ！」につきましては、地域外の人と飛騨市内の困りごとをマッチングする仕組みですので、こういった過疎地ではなかなか地域内の人たちでは景観保全とかそういった維持ができないので、外の方の、飛騨市を応援する方に手伝っていただいて集落維持をしていこうというのが関係人口を共創したまちづくりという大きな目的であり、その活用手段というか仕組みが「ヒダスケ！」ということになっております。

あと、企業と連携した関係人口の見える化というのは、これまで飛騨市ファンクラブを含めて関係人口の取組、ファンクラブ自体も6年目に入んですけど、やっているんですけどもなかなか、飛騨市を応援するいろんな方がいらっしゃいます。そういった方が、ただ本当に精力的な方は飛騨市のほうに自費で来ていただいて何泊もして手伝いをしてくれる方から、ふるさと納税で応援する方、いろんな方がいるんですけど、そういった方を当市のほうで把握をできていないという状況が見えてきたものですから、見える化ということで行動パターンを分析しまして、そういったそれぞれの飛騨を助ける方に寄り添った形のバックというか、情報発信ができるようにという目的で、この見える化という事業に取り組んでいきたいと思っております。

あと関係人口にかかる調査・研究というのは、これまでも一般質問の答弁でもお答えしたかと思うんですけど、研究機関と一緒に研究をしていた中で、関係人口というものはどういうものかとか、関係人口になる要素とかをこれまで研究の成果で分かかってきまして、それを論文発表とかも

しておりますが、それは引き続き専門家と一緒に関係人口の仕組みとか成り立ちというものを研究して、何らかそういった方たちにお返しできる、バックできるような形をとれるようなということで研究事業は進めていきたいというように考えております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

○委員（谷口敬信）

8ページの事業概要の①ふるさと納税を活用したプロスポーツ親子観戦ツアーの開催で630万円とあるんですが、プロサッカー及びプロ野球を見に行くと、親は自分のチケットで購入するとして親子で40組、40組ですから、子供80組、2人で計算するのか3人で計算するのかはちょっと分かりませんが、予算書の54ページを見ますと、270万円計上してあるんですが、その630万円と270万円の違いについて教えてください。

□企画部長（森田雄一郎）

プロ野球の親子観戦ツアーと、（2）プロサッカー親子観戦ツアーは、ここにバスを用立てる予定でございまして、そのバスツアーの部分ですね、旅行会社とかに委託するのかなと考えておりますけれども、その部分が270万円でございます。スポンサーゲームという記載がございます。この部分でスポンサーゲームの実施負担金ということで330万円別途かかってございまして、これで合計630万円の事業ということでございます。

●委員長（住田清美）

よろしいですか。

○委員（谷口敬信）

すいません、ちょっと理解できなかったので330万円についてもう一度お尋ねします。330万円どこにも出てこないよね。

●委員長（住田清美）

答弁のほう、説明できますか。

□総合政策課長（田中義也）

予算書で言いますと、56ページの一番上から3つ目ですね。625スポンサーゲーム実施負担金330万円、これが先ほど部長が説明した金額のものになっております。こちらのほうで負担金を払うことによりまして、名古屋のバンテリンドームを飛騨市のスポンサーゲームとして実施していただいて、それに合わせて親子が観戦ツアーに行くと。スポンサーゲームをすることによりまして子供たちの招待とか、そういったことができるということになっております。

●委員長（住田清美）

ほかにございせんか。

○委員（水上雅廣）

主要事業の概要書の19ページ。飛騨市政策アドバイザーの設置ということで、予算額は小さい18万円くらいですけど、要はシンクタンクの機能を担わせたいと書いてありますけど、日額と予算額を見ると何回かしかないので。これでシンクタンクとか、これは配属先とか、どなたがどういうふうな役割を、誰とどういうふうな関係で担っていくのかちょっと説明をしていただいて、もっと予算要るんじゃないかと思ったりもしますけど、その辺はいかがなのでしょう。

## □企画部長（森田雄一郎）

政策顧問ですとか、そういった形で結構大きな自治体において、そういう職の方を置いて100万円とか200万円とか大きな金額で頼むということがあろうかと思います。現時点で私ども、ちょっとそこまでの規模感のことを考えておりません。私どもが政策形成において、この課題があるね、その課題解決のときにそういう専門的な知見からアドバイスをさせていただきたいというようなところで、ここに記載がございます「脱炭素・エネルギー、防災・減災」だとかですね、そういったところのスペシャリスト、専門家の方にこの職についていただいて、スポットでアドバイスをいただくというような形で現時点では考えています。これも来年度初めて取り組むことですので、ちょっとどこまでこういったことが有効にできるのか、課題はあるのかといったところも確認しながら来年度は進めさせていただきたいと考えております。

## ○委員（水上雅廣）

若干触れておりますけどそういう人材というか、そういう方の当てというか、つてみたいなものもう既にある程度は確保されているというようなことで思っていますか。

## □企画部長（森田雄一郎）

ちなみに脱炭素エネルギーですとか、防災・減災につきましては既にこういったことの予算を認めていただければ就任をしていただきたいということでお願いはしてございます。当てはあるということでございます。

## ●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（住田清美）

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

## ◆休憩

## ●委員長（住田清美）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩とします。

（ 休憩 午後2時12分 再開 午後2時16分 ）

## ●委員長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

## ◆議案第43号 令和5年度飛騨市一般会計予算

【市民福祉部所管】

## ●委員長（住田清美）

議案第43号、令和5年度飛騨市一般会計予算について、市民福祉部所管の歳入・歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

## □市民福祉部長（藤井弘史）

それでは市民福祉部です。よろしくお願いいたします。

予算主要事業の概要、市民福祉部のほうで説明をさせていただきます。主に新規事業についてご説明申し上げます。

まず4ページをお願いいたします。まず1つ目です。ダイバーシティのまちづくりの推進です。持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、SDGsは、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げています。性別、年齢、障害の有無、国籍など、様々な違いを持った人々が地域の中で共存し、それぞれの幸せの追求の仕方を全て認めていく「ダイバーシティのまち・飛騨市」を目指した取組を推進します。具体的な事業といたしましては、1点目、推進組織の設置と勉強会・意見交換会の開催です。ダイバーシティ推進委員会を設置し、多様性を理解するための勉強会及び市内の課題解決に向けた意見交換を行うワークショップを7月頃から3回程度開催いたします。2点目、ダイバーシティのまちの推進に向けた宣言発表と市民啓発です。令和5年度内に「宣言」として発表するとともに、市民へのダイバーシティのまちの普及拡大を図ります。

次ページをお願いいたします。続きまして、市民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進です。これまでの事業結果からも、若中年層の市民には健康づくりに関する意識がまだ十分に浸透していないものと考えられます。このため、健康づくりの基本を学び、実践へと誘導する普及活動と、より深い知識や実体験をもとに周囲に活動の輪を広げるリーダー人材の養成活動を重層的に展開することで、健康であることの大切さを認識し、自ら健康づくり活動に主体的に取り組む市民の増加を図ります。具体的には、1点目として健康づくり活動の普及に向けた出前講座の開催です。出前講座を開催し、「健康づくりがんばりすと」の増加を図ります。年間目標といたしまして500人を目標としております。2点目は、地域や職場での発信元となる「健康づくり実践リーダー」の養成です。リーダー養成講座といたしまして、古川・神岡会場にて各3回コースで行いたいと思っております、それぞれの会場で受講者30名程度を予定しております。

8ページをお願いいたします。宮川保育園の移転整備（宮川小学校校舎への併設）です。市立宮川保育園は、入園対象児を持つ保護者のニーズを踏まえて、令和7年度より再開園する見込みです。平成2年に建築された現園舎の老朽化が進行し、大規模な修繕が必要な時期を迎えていることから、再開園に向けて園舎機能を宮川小学校の校舎内に、移転・併設することで、市有施設のスリム化による維持管理費用の削減を図るとともに、飛騨市学園構想の重要な取組と位置づける保小連携をより一層推進し、さらには地域との連携・協力を通して、子供たちの健やかな成長と自立を育みます。整備スケジュールといたしましては、令和5年度に設計業務、令和6年度に外構を含んだ改修工事、令和7年度、4月1日になりますが新園舎開設というスケジュールを思っております。

次ページをお願いいたします。私立保育園における未満児保育受入れ体制の強化です。人口減少に伴い、全体の園児数が減少する一方で、女性の社会進出等により未満児保育の利用ニーズは高い水準が続いています。市内では私立保育園3園で未満児保育の約7割を受け入れており、通常コストの増大部分に対する公費支援が行われてもなお、園独自の備品購入や施設改修、おむつ処分等の費用負担が増加している状況です。今後も待機児童ゼロを継続し、よりよい未満児保育を行っていくため、私立保育園における未満児保育実施に対する新たな支援制度を創設し、保育体制の強化に努めます。具体的には1点目、未満児受入に係る包括的な支援金の交付です。未満

児受入協力支援金といたしまして1人当たり年3,000円を交付いたします。2点目は使用済みおむつの処分に対する支援金の交付です。おむつ処分に対する支援金といたしまして、児童1人当たり月300円を交付したいと思っております。

次ページをお願いいたします。公立保育園における保育業務支援システムの導入です。社会環境の変化等により保育業務が多様化・高度化する中、保育士の負担軽減や業務効率化を図るため、全国的に保育現場のICT化が進められています。市内の私立保育園3園においても、既に保育業務支援システムが導入されています。公立保育園においても同様の支援システムを導入することで、保育業務により専念できる環境を整備し、質の高い保育の提供につなげます。既に導入済みの私立保育園と同じシステムを採用することで、小学校へつなぐ保育要録の統一化や、転園時のスムーズな引継ぎ等を可能とします。主な機能といたしましては、登降園管理、帳票管理、発育健康記録、保護者アプリ等がございます。導入する公立保育園につきましては、以下の3園でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。養育費に関する公正証書等の作成支援です。ひとり親世帯の貧困率は高い傾向が見られます。実際に令和3年度に市が実施したひとり親家庭等アンケート調査におきましても、約4割の方が養育費を受け取っていないと回答されております。このことから養育費に関する取決めの明確化を支援し、ひとり親家庭における経済的基盤の安定化を促進します。具体的には、1点目に養育費に関する公正証書等の作成費用の支援です。養育費の取決めに関する公正証書の作成や、調停等の申立費用の全額を補助します。補助率といたしましては、対象経費の全額、上限3万円でございます。2点目は、子どもの養育費に関する啓発リーフレットの配布です。市役所及び振興事務所の住民窓口にてリーフレットを常設し、離婚届用紙の請求時に制度の紹介を行います。

次ページをお願いいたします。病児保育事業の対象年齢の拡大です。病児保育の対象児を小学校3年生までから小学校6年生までに拡大し、保護者が安心して就労できる環境づくりを推進します。

17ページをお願いいたします。多機能型障がい者支援センター古川いこいの開設です。障害者の住まいであるグループホーム12床を核に、現在別の市有施設内にある医療・福祉の在宅サービス事業所（訪問看護、訪問介護、相談支援、居宅介護支援等）や、市の地域生活安心支援センターふらっとのランチ事務所「ふらっと+」も集約させ、隣接する養護老人ホーム「和光園」や障がい者自立支援施設「憩いの家」とも深く連携する形で、「飛騨市多機能型障がい者支援センター古川いこい」として、令和5年7月1日に開所します。次ページをお願いいたします。具体的には、1点目、地域生活安心支援センターふらっとのランチ事務所の開設です。2点目は、障がい者や家族の安心を支える24時間365日対応体制の確立です。3点目は、在宅支援事業所の集約化に伴う国・県支出金の精算ということで書かせていただいておりますが、このことにつきましてはずっと県と協議を行ってまいりました。当資料作成提出後に返還は不要ということで、そういった結果となりましたものですから、ちょっとここには記載はあるんですけども、6月補正予算にて減額をさせていただきたいということを思っております。

20ページをお願いいたします。未来への投資プロジェクトの推進～様々な困難を抱える方の社会参加を目指して～、「どんな人も取り残さない、いつからでもチャレンジできる飛騨市づくり」をテーマに、「未来への投資プロジェクト」と銘打って社会に出られない方へのモデル事業（研

究事業）を行いたいと思います。実施期間といたしましては、令和5年度から令和8年度ということになっております。

23ページをお願いいたします。市有施設トイレの多機能化・バリアフリー化の推進です。令和4年度に改めて実情を把握するため、実際に障害をお持ちの方や現役ヘルパーにもご同行いただき、重度の障害をお持ちの方でも安心して利用しやすくなる視点で市有施設トイレ25か所の実地踏査を行いました。これをもとに整備の方向性も整理をできたことから、令和5年度より順次整備を進めます。まずは、下記のトイレについて設備交換などの簡易整備やピクトサイン・誘導サイン等の設置に着手するとともに、規模の大きい改修工事を要する施設について、今後の整備方法を検討いたします。

次ページをお願いいたします。地域包括ケア体制を支える稀少事業所の撤退防止、こちらにつきましては制度の創設です。当市では広大な市域に利用者が存在しているため、効率的なサービス提供が難しく、採算性等の面から新規参入事業者が見込みづらい実情にあり、現にサービスを提供している市内事業者も経営的に苦慮しながら運営されている実態もあります。こうした状況下では、一つでも事業所が撤退されると途端に市民へのサービス提供体制が大きく後退することとなり、とりわけ市全体や各生活圏域内で唯一のサービスを提供する事業所が撤退された場合には、市民生活に甚大な影響を及ぼします。そこで、医療・介護・障害福祉の在宅サービスのうち、市で認める種目のサービスにおいて、市内や旧町村域で唯一の事業所となっており、その事業所建物を自己で所有せず賃借等により運営している事業所に対し、民間の賃貸物件である場合は賃借料の一部を補助し、市有施設への入居である場合は使用料等の減額を行うなど運営安定化への支援を行います。具体的には、下の表のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。移動対策助成金の障がい福祉サービスへの適用拡大です。過疎が進む広大な市域の中で各地域にくまなく事業所が設置できているわけではなく、市内で唯一となるサービスを提供している事業所では、利用者の送迎範囲が市全域に及ぶこともあり、長距離の送迎費用が事業所運営を圧迫している実情も見受けられます。そのため、介護サービスにおいて既に制度化している、移動コストへの支援制度の適用範囲を障害福祉サービスにも拡充することで、この課題への対応を図ります。

次ページをお願いいたします。貨客混載や移動販売による買い物支援体制の強化です。市では、神岡町山之村地区での民間による移動販売が対応できなくなったことを契機として、令和4年度にコープぎふ、濃飛バス、地域住民と連携し、路線バスを活用した貨客混載による商品輸送の実証実験を実施したところ、バス運行への影響もなく地域住民の負担軽減につながるなど、実用化への手応えを得ることができました。一方、現在3事業者が市内で活動されている移動販売事業は、地域の高齢者の転出や施設入所等に伴い利用者が年々減少傾向にあり、物価や人件費等の高騰の影響も相まって、非常に厳しい経営環境に立たされています。こうした状況を踏まえ、貨客混載モデルの本格展開に取り組むとともに、移動販売事業者に対する支援制度を拡充し、持続可能な買い物支援体制を構築いたします。具体的には、1点目、民間事業者や地域住民と連携した貨客混載による配達支援です。神岡町山之村地区に加え、他の買い物困難地域においても、貨客混載の運送にかかる費用を年間10万円まで補助します。2点目、移動販売事業者等に対する支援です。年間の補助上限額を、これまでの100万円から150万円に引き上げます。

30ページをお願いいたします。割石温泉の運営スリム化と生きがづくり機能の充実です。神

岡町では、あらゆる場面での人手不足が顕著に見られ、割石温泉も同様にスタッフの確保が困難な状況が続いていることから、令和3年度より施設管理業務を細分化し、浴室洗浄などの重労働を外部委託することで労働条件の改善に努めています。安定的な施設の継続に向けた運営体制の見直しを図るため、民間へのアウトソーシングにより老人福祉センターの本来の目的でもある健康増進や生きがいづくり機能の充実を図ります。具体的には、1点目、民間活力による老人福祉センター機能の強化です。高齢者の健康増進や介護予防に資する事業のほか、趣味娯楽や飲食提供など高齢者の生きがいづくりとなる企画提案をプロポーザルにより公募・実施することで、民間活力によるレクリエーション等の機会を提供いたします。2つ目は営業時間の短縮です。夜間の利用者が少ないことから閉館時間を1時間短縮し、勤務条件の改善を図ります。3点目は、利用料金の見直しです。利用料金体系を100円単位に見直すことで、釣銭業務に係るスタッフの負担を軽減するとともに、利用者の利便性向上を図ります。

32ページをお願いいたします。宿泊施設と連携した高齢者の冬期滞在モデルの実証です。市内旅館と連携した冬期滞在モデルの実証を行い、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせる仕組みの確立を目指します。商店や病院などへのアクセスがよい市街地の旅館と連携し、市からの宿泊費用の助成に加え、旅館スタッフによる見守りや買い物支援等を行うことで、冬期における高齢者の安全・安心で安価な住まいを提供するモデル事業を実施します。対象者等は下記のとおりです。

次ページをお願いいたします。地域包括ケアシステムを支えるケアマネの応援です。市内の在宅介護を支えるケアマネージャーは、ケアプランの作成等の介護保険制度上の通常業務に加え、行政だけでは対応しきれない隙間の支援に献身的に取り組み、地域包括ケアシステムを実践する上でなくてはならない存在となっています。一方で、同じ介護職である介護士やヘルパーと比較すると、処遇改善加算の対象とされておらず収入面での格差が見られ、人材不足や高齢化も深刻な課題となっています。このような現状を踏まえ、地域包括ケアシステムの要として活躍するケアマネージャーのモチベーションアップや離職防止、行政とのさらなる連携強化を図ることを目的として、下記のとおり、ポイント方式による新たなインセンティブ制度を創設いたします。

次ページをお願いいたします。妊産婦一人ひとりに寄り添う、My助産師制度の創設です。医療過疎地域でもある市内では、定期的な妊婦健診から出産に至るまで市外の医療機関を利用されるケースが大半であり、通院に伴う心理的・肉体的な負担の大きさに加え、緊急時の対応等に不安を抱える方も少なくありません。こうした妊産婦とその家族の不安や悩みを解消し、きめ細かな支援を提供できる存在として、地域に根差した助産師があります。市内では助産師の活動内容や利用方法の認知が進んでいない現状にあることから、市独自の周知・利用促進策「My助産師制度」を創設することで、妊産婦の選択肢を広げ、助産師が妊産婦一人ひとりに寄り添いながら、地域で安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。助産師への業務委託によりまして、妊産婦に対する妊娠期から育児期までの様々な相談や支援等を行うとともに、助産師の役割を紹介するチラシを作成し、母子手帳交付時や転入・婚姻などの窓口手続き時に配布をいたします。

次ページをお願いいたします。在宅療養体制の安定化の推進です。疾病を抱えても、住み慣れた自宅で療養し、自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムを構築し実践していくため、その要を担う在宅医療専門クリニックの診療体制や、在宅療養の質を高める介護サービ

ス提供体制の安定化に向けた支援を行います。具体的には、1点目、在宅医療機関への医師派遣に係る支援です。24時間365日体制で訪問診療や往診を行う市内の在宅専門クリニックにおいて、担当医師の定期的な休養を目的として他医療機関からの医師の派遣を受ける場合、派遣者に係る交通費、宿泊費等の2分の1を補助します。2点目は、介護事業所の訪問入浴サービス提供体制に対する支援です。訪問入浴サービスの安定的な提供に向け、訪問入浴を実施する市内の介護事業所に対し、業務に必要な看護師のマッチング支援を行うとともに、訪問等に係る人件費等の一部を補助します。3点目は、在宅療養に関する合同研修会等の開催です。市内の医療・介護等専門職を対象として、在宅専門クリニックの医師による研修会を開催し、共通理解や情報共有等を通じてさらなる連携強化を図ります。

次ページをお願いいたします。医療・介護・福祉人材確保のための支援です。市では、地域包括ケアシステムの基盤となる医療・介護・福祉サービス提供体制の維持向上を目的として、平成28年度より包括的な人材確保支援制度を創設し、事業所等の困りごとに寄り添いながら改善を重ね、時流を捉えた様々な施策展開に取り組んでいます。令和5年度は、外国人介護人材の家族を含む生活支援と学生から就労先として選ばれる地域づくりに力点を置きつつ、引き続き重層的な人材確保対策を推進します。具体的には、1点目、家族帯同の外国人介護人材に対する追加的支援です。市内で活躍する外国人介護人材の中には、母国のパートナーを呼び寄せて共に暮らすことを希望される方もみえますが、家族帯同者には週28時間以内の就労制限が当面課せられることから、当該世帯の生活を経済的に下支えするため、パートナーの就労制限が解除されるまでの間、月額1万円を既定の家賃補助等に上乗せして支援します。2点目、市内医療機関における看護実習受入れ体制の強化です。看護学生の実習受入れ機会の拡大を図るため、市内医療機関における看護師の「実習指導者研修」の受講費用に対し、1人2万円を補助します。3点目、市内の看護現場の魅力発信です。市内の医療機関や介護事業所で働く看護師に焦点を当て、職場環境や業務内容、職員からのメッセージ、市の各種支援制度等を紹介する情報誌を作成し、医療・介護・総合人材バンク登録者等に対して広く情報発信をします。4点目は、医療職等を目指す学生の交流機会の提供を行います。

43ページをお願いいたします。社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援です。市の最重要課題の一つである介護福祉人材の確保対策について、市内の社会福祉法人である神東会と吉城福祉会では、相互の連携交流を深めることで、年々厳しくなる人材確保等に対応していきたいとの意見交換が以前からなされており、今回、「社会福祉連携推進法人制度」の活用について合意形成が得られたことから、令和5年度中の連携推進法人の創設・運営に向けて全面的な支援を行います。神東会と吉城福祉会が設置する社会福祉連携推進法人の事務局長として、職員1名を出向させるとともに、円滑な運営のための事務局運営費（事務局人件費、事務用品、登録手数料等）を交付いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（井端浩二）

9ページ、私立保育園における未満児保育受入れ体制の強化ということで、市民にとってみれば未満児受け入れというのは大変ありがたいと思っているんですが、未満児といえば大変手もか

かりますので、そういった意味で保育士に対して数的に大丈夫なのか、あるいは保育士の受け入れする支援はしないのか、その辺についてお尋ねさせていただきます。

□子育て応援課長（今村安志）

令和4年度、令和5年度も含めてですけれども、未満児に対するニーズはすごく高くなっておりまます。また、令和4年度については0歳児の方のニーズが高くて4割以上を占めているというようなことでもございました。本年度においてもそういった傾向がございます。0歳児については、配置体制ということでは3対1。子供が3人に対して保育士1名。1歳児、2歳児ですと6対1というようなことになっているところがございます。幸いながら、令和4年度、令和5年度についても、待機児童ゼロということで今のところは推移をしておるところです。ただし、潤沢な職員がいるというわけではございませんので、四苦八苦しなながら私立園とともに公立園一緒になって職員募集とかそういったところもしながら何とかやりくりをしている状況でございます。

○委員（井端浩二）

今はぎりぎり大丈夫ということですが、今後、令和5年度について、また未満児を途中から受け入れるという体制も出てくると思うんですが、3人に1人という枠が外れた場合に保育士の募集を当然すると思うんですが、そういった支援も行っていくということによろしいですか。

□子育て応援課長（今村安志）

保育士募集というところでは、私立保育園に対する支援は令和4年度から私立保育園に対する支援、補助金とかをしながらやっているところがございます。ちなみに、今後入ってくるお子様ですけれども、令和4年の10月頃に、令和5年度に入られる方が既に応募をされておるところで、新たな受け入れというところは今のところはちょっと。大体の方はされているのかなと思っておりますのでお願いいたします。

●委員長（住田清美）

そのほか。

○委員（籠山恵美子）

事業別明細書の11ページ、養育費に関する公正証書等の作成支援ですけれども、この公正証書の受け渡しはどのようにされるのでしょうか。一番いいのは親権を取る方が、まず離婚届の書類を取りに来たときに係の方が同時にこういうことをやられるのではないかと思いますけれども、そのときに親権を持つ方がその書類を取りに来るとは限らないので、親権を持つのは大体女性が多いかもしれませんが、その親権者のほうに確実に離婚届の書類とともに、公正証書、こういうのがありますよ、必ず養育費を確保してくださいということがとても大事なんですけれども、その辺りはどのように受付で対応されますか。

□子育て応援課長（今村安志）

今のところは離婚するという際にリーフレットをお渡しさせていただきます。基本的にはご夫婦2人でもって今後について、子供について考えていただくということになりますので、私たちが考えておりますのは、高山市にあります高山公証役場へ行っていただきながら将来の子供さんに対する養育費は幾らだとかそういったものを記したのものに対する費用になっております。一方だけで決めるものでもございませんので、両親一緒になって子供の将来のことを考えていただくというものでございますので、お願いいたします。

## ○委員（野村勝憲）

事業別説明資料の30ページ、割石温泉の件ですけれども、運営をスリム化するということで時間を短縮する、そういったことはいいですけれども、私が気になるのは料金の値下げですね、実質的な値下げをされていますね。中学生とかは別にして。それはなぜかと言いますと、皆さん御存じだと思いますけど、岐阜県の銭湯は来月から460円を500円に値上げするんですよ。最大の理由は原料高の高騰ですね。例えば重油は4割とか、あるいは電気代が2割～3割値上げしているわけですね。

それと同時に下呂市小坂町にあります「ひめしゃがの湯」、小坂町時代は指定管理だったんですけれども今は民間運営という形になっています。これが原料高で影響を受けて、あそこは人気なんですよ、小坂町の下島というところにあるんですけど、私も度々行っていましたので分かっているんですけど、ネットで調べて長野県とかいろいろなところからお客さんがいらっしゃるんですけど、2月から休業に入ってしまったんですよ。その最大の理由は、今言った原料高です。値下げするとなると、民間でもたんぼの湯さんを度々例に出しますけど大変なんです。あそこも正直な話、本音を聞いております。これは披露できませんけど、そういう状況の中で値下げというのは、結局、市の持ち分が出ていくようになると思います。地域経営するわけですから、その辺をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

割石温泉の施設の位置づけでございますけど、これは老人福祉法にのっとって老人福祉センターはですね、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進とか教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供受する施設ということで、この割石温泉はそういった施設ということがまず1点あります。なお、料金の値下げによって影響額といったしましては年間90万円ぐらいが減額されるというふうに見込んでおります。

一方、この30ページの②にあります営業時間の短縮によりまして、スタッフの人件費が80万円ほど浮く見込みになっておりますので、施設自体が老人福祉センターという位置づけで市として運営していることも鑑みますと、そのぐらいの費用負担で済むのであれば、こういった料金を下げることによってですね、なるべくこの割石温泉のスタッフの負担軽減あるいは新たにシルバー人材センターの方を募集するときにはですね、労働していただきやすい環境といったものをそろえるために必要ということで判断して、今回このような実施に至った理由等でございます。

## ○委員（野村勝憲）

利用客のことですけれども、ここは私が聞いている限りでは富山県からの利用客も来ていらっしゃるということなんですよ。その辺の比率はどうかちょっと分かりませんが、やっぱり外からお客さん来ていただいていると。外から来るということは外貨を稼ぐ一つの施設でもあるわけですよ。その辺についてはどのような見解でしょうか。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

現在、割石温泉の市外の方が大体どれぐらいの割合で入られるのかということをして1月、2月で調査をして、まだしっかりとした結果が出ていないんですけども、大体10%に満たないぐらいの県外の方の利用率なのかなというふうに感じております。今、県外、市外の方が高齢者の場合でも大体400円、一般の方と同額を徴収させていただいているというような状況でございますので、その辺の影響は、一般の方410円から400円というところでございますので、そこまで影響はない

のかなというふうに感じております。

●委員長（住田清美）

ほかの方、いかがでしょうか。質疑はよろしいでしょうか。

○委員（小笠原美保子）

事業別説明資料の32ページなんですけども、宿泊施設と連携した高齢者の冬期滞在モデルの実証というので、モデルなのでやってみようかという形だと思うんですが、これは募集人員2名なんですけども、選ぶ基準とか殺到したらどうするんですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

来年度の新規モデルということで、委員ご指摘のとおりやってみようという、やりながらどういった課題があるのかというところを検証しながら、もしこれがうまくいくのであればほかにも広げていこうという位置づけで今回実証という形でございます。地域包括ケア課の職員に大体どのくらいのニーズがありそうかということをお聞きすると、みんなで思いつく限り3～4人は河合・宮川町の方面でいるかなというような感覚でございました。

対象者の方は、地域包括ケア課の職員で困っている方をみんなで相談しまして、家族の状況で判断して募集を選別していこうかなと思います。2名とありますけど、これはもっと広げたほうがという形であれば、宿の方に相談しながら人数は臨機応変に調整しようかなと思っていますけど、その家族の状況で地域包括ケア課のほうで総合的に判断しながら利用していただく方を選んでいきたいと思っています。

○委員（井端浩二）

事業別説明資料の21ページの社会的孤立にある方の居場所づくりということで、事業概要の①いつでも行ける社会的居場所の常設ということで、空き家等を利用して「熱意ある市民団体にその設置運営を委託」とありますが、委託先に当てはあるのか、その辺を教えてください。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今回、熱意ある市民団体というのは不登校の関連の親御さんの会を新たに立ち上げられたところがありまして、そちらの方がやりたいという思いを持ってくださっておりまして、そちらに委託をする予定をしております。

○委員（井端浩二）

不登校の親の団体ができたということでもいいと思うんですが、空き家というのは、予定している場所というのはあるんですか。それが古川町だったり神岡町だったり、どの辺ですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

こちら古川町の町中になるんですけども、小学校の教員OBの方が、自宅の部分と、自分の支援ということで力を貸してくださることになって、そちらを想定していると。市民団体は古川町になるんですが、もう1個、今、神岡町で「いくるば・ひだ」という、就労が困難な方々の準備訓練をしている事業者、旧山田保育園でやっておりますが、こちらのほうでも高山市の障害福祉の就労支援を長く経験なされた方がお手伝いくださることによって、そちらのほうにも委託をするということがあって、神岡町、古川町の2拠点で始めようというふうに思っております。

●委員長（住田清美）

ほかにありますか。

## ○委員（前川文博）

昨日の補正予算でもあったんですけど、令和5年から住民票とかのコンビニ発行がスタートしますよね。昨日の補正では、市役所に置かずに「Vドラッグ」のほうで準備できたのでということで予算を削ってというのがありましたが、今年スタートしてどれぐらいの利用があると予想されるというか、その辺どんな見込みがありますか。

## ●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

## □市民保健課長（渡邊康智）

令和3年度において発行対象となる住民票とか戸籍謄本とか、あるいは印鑑証明、税証明などの窓口での発行総件数が1万6,000件くらいございました。以前から導入を検討していた際に、先進導入しておられる高山市とか下呂市に伺ったところ、大体総発行件数の当時10%前後ぐらいの発行件数だというふうに聞いておりましたが、その後、令和4年度4月以降、今に至るまでマイナンバーカードの発行件数が以前と比べて飛躍的に多くなりましたので、その辺も踏まえて令和5年8月1日からの運用開始を今目指して動いておりますが、残りの8か月間で、大体総発行件数の2割程度、件数にして2,300件くらいがコンビニ交付されるのではないかというふうに予想しております。

繰り返しになりますけども、マイナンバーカードの申請件数が2月末で飛騨市79.1%まで伸びておりますので、ひょっとするとそういった便利さを市民の方が分かってみると、もっと多く利用いただけるようになる可能性を秘めておるといふふうに考えております。

## ●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

## ○委員（井端浩二）

一つ確認させてください。32ページの宿泊施設と連携した高齢者の冬期滞在モデルということで、うちの近くであれですが、キッチンや冷蔵庫、洗濯機をそれぞれ準備するというので、この予算であるのかなということちょっと思ったので、その辺お聞かせください。この予算でキッチンとかが準備できるのかという。あらかじめキッチンが旅館にあるならいいんですけど、その辺についてお尋ねさせていただきます。

## □介護保険係長（籠戸重明）

ただいまの質問ですが、これは大村屋さんに設置してあるキッチンですとか洗濯機を利用させていただくというような形で進めてまいりたいと思っております。

## ○委員（井端浩二）

確認です。ということは、キッチンは旅館にあるキッチンを利用するってことでいいですかね。

## □介護保険係長（籠戸重明）

そうです。簡易キッチンが2階に設備してありまして、それを利用させていただくということになります。

## ○委員（野村勝憲）

藤井部長からですね、ちょっと説明がなかったですけども、企画部のときにふるさと納税でこどものこころクリニックね、ふるさと納税で使うということちょっと触れられた委員がいらっしやいますけども、その項目を見ますと、こどものこころ支援室心理士専門研修費等で経費が

3,036万円ですね。さらにこどものこころクリニック基盤安定事業として700万円。トータルで3,741万円という大きな金がふるさと納税から使われるわけですが、これはほとんど人件費ですか。

□財政課長（上畑浩司）

ただいまのこどものこころクリニックのふるさと納税の活用についてですが、議員ご指摘のとおり一般会計と特別会計と分けて支援をしておりますけれども、一般会計のほうでは研修費が480万円、残りの2,500万円程度が人件費でございます。これは医者1名、心理師が2名、看護師1名の4名分でございます。特別会計のほうにつきましては、診療に伴う収入と支出の差額、こちらが705万円ということで、これの全額をふるさと納税を活用させていただいているということでございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、たしか私の記憶では令和元年くらいの1日の外来者数は十人いらっしゃらなかったと思いますけれども、最近では外来のお子さんは何名ぐらいいらっしゃるんですかね。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

月のカルテ数といたしましてはですね、大体、月150人平均から160人平均ぐらいで推移しております。

○委員（野村勝憲）

そうすると、年間の外来収入というのは金額的なこと分からないですよ。かつては1,555万円だったんですよ。それで医者さんの費用が、当時はたしか2人だったと思いますけれども、4,000万円くらいあったと思います。医者さんの費用というのは、先ほどの話では2,500万円くらい、医者さんもスタッフも含めてね。それは1名分カットされたのかどうか分からないですけど、どちらにしても、藤井部長、この事業というのは結果ですけど、たしか令和2年には、あなた部長じゃないときですからその当時の部長は「収支バランスは取れる。」という発言をしているんですけど、私はこれから先のことも考えると、なかなか収支バランスは取れないんじゃないかと思いますが。赤字でやらざるを得ないというところが来ているんじゃないかと思いますが、その辺はどうなのでしょうかね。

□市民福祉部長（藤井弘史）

令和2年度は私でございまして、お話もさせていただいたかもしれませんが、福祉的な要素が強く入っております。最初の計算といたしますか、シミュレーションしたときには1人のお子さんに対して30分なりの診察で人数を計算していたんだと思うんですけども、このトラウマ治療を藤江先生はすごく大事にしてみえて、1人の方に対してですね、すごく丁寧に診察をなさるんです。そうすると、やっぱり1時間ほどかかって、先ほど委員おっしゃったように1日に多くても10人ぐらいのお子さんしか見ることができないというようなところで、なかなか収支バランスがうまく、実際にはやっぱりいかなかったということで、やっぱりその背景には先ほど申しましたように、医療としてだけ見るのではなくて、収益だけとして見るのではなくて、やっぱり福祉という部門の要素があったものですから、令和3年度でしたよね、ちょっと組み替えをさせていただいて、特別会計のほうで見る分と一般会計のほうで見る分としっかり切り分けしてやらせていただいて、そこにふるさと納税を適切に充当させていただいたということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

## ●委員長（住田清美）

ほかに質問ございませんか。

## ○委員（澤史朗）

一つ確認ですけれども、主要事業の概要の16ページ、入園・入学準備品購入に係る支援ですけれども、従来どおり金額は変わってないと思うんですけれども、購入するときにクーポン券にするということで、令和5年の1年間は従来どおりの方法でもオーケーですよ。でもその後、令和6年度からは完全にクーポン券になるということでよろしいでしょうか。

## □子育て応援課長（今村安志）

令和5年度でございますけども、2つが動くというようなイメージになります。というのは、令和5年4月、今度の4月から入られる方は既にランドセルであったり、そういったものを購入済みということになります。その方たちには、従来どおりの補助金というところで買ったものに対する上限までの補助金を現金で支払います。ただ、令和6年度に入学される方は、8月以降とかになると既にランドセルであったり、いろいろなものをご購入されるということで、その方たち用に令和5年度は、令和6年度入園・入学される方にはクーポン券を交付するというので、令和5年度については2つ動くようなイメージになります。

## ○委員（澤史朗）

今、令和5年4月、来月入学される方はもう準備をされているかと思います。いわゆる保育園、小学校、中学校までというのはね。高校はこれから発表があるので、どこ行くかによってそろえるものが違ってくるのでこれからだと思いますけれども。いわゆるこのクーポン券というのは今年の4月以降をクーポンになるということでしょうけれども、令和6年度以降はもう完全にクーポンになるというふうに捉えていいのかなと思います。このクーポン券ですけど地域的に飛騨市内だけでしか使えないのか、どういう形なのでしょう。

## □子育て応援課長（今村安志）

今までの実績の中で飛騨市以外から購入されていらっしゃる、当然ながら斐太高等学校とかいろんな市外の高校とかそういった方もいらっしゃいますので、そういったところでしか買えないような方たちもいらっしゃいましたので、ある程度うちのほうで、そういったところで買えるというもののノウハウがあったものですから、そのほうにはあらかじめ連絡させていただきながら、クーポンで対応できるのかどうかという連絡をさせていただきながら、今そういった回答が来ているような状況でございますので、飛騨市以外でも購入できるようなシステムになっているところでございます。

## ○委員（澤史朗）

当然、高校の進学先というのは飛騨市内に限らずいろいろなところがあると思います。飛騨地域以外へ行かれる方も当然いらっしゃるわけで、それは同じように扱うのかなと思いますけれども、そういったところ、いわゆる相手方の販売店側、そこをまだ調整中ということで、今に引がかかることはないんでしょうけど今はとりあえず現金で従来どおりのやり方で併用することなので。要は、令和6年度からですよ、その辺がしっかりとできるような体制を取って、果たしてこれがいいのか、従来どおりの形でいいのか。でも令和6年度からは完全にクーポン券になるということですよ、その使用範囲がこちらが想定していない範囲で購入された場合は、対象外になるということも考えられると思うんですけれども、そのあたりの対応というのはどの

ように考えられていますか。

□子育て政策係長（中垣浩太郎）

今ほど課長が説明しましたとおり、今、クーポン券を利用できる業者に調整をかけて市外でも使えるかどうか調整をしているところでもあります。委員が言われたとおりクーポン券にしてしまうと、買える物と買えない物が出てくるというご質問でしたが、ある程度、事前にクーポン券を出す関係で、店のほうの良心であるとか使用者の良心に任せるところもある程度出てくるのかなと思っております。

●委員長（住田清美）

ほかにごございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（住田清美）

国民健康保険と介護保険特別会計に移りますので、もし職員の方で退室される方がありましたら暫時休憩としますので退席ください。

（ 休憩 午後3時13分 再開 午後3時14分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第44号 令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

●委員長（住田清美）

次に、議案第44号、令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、予算書のほうで説明をさせていただきます。議案第44号、令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入・歳出、それぞれ26億1,900万円、直営診療施設勘定の歳入・歳出それぞれ1億9,800万円と定めるものです。

地方債につきましては、第2条のとおりです。

歳出予算の流用につきましては、第3条のとおりです。

まず、事業勘定です。事業勘定につきましては、県全体の納付金基礎算定額におきまして約2万3,000人の減少が見込まれ、保険給付費も約38億7,000万円減少見込みです。ただし、後期高齢者支援金等分は団塊の世代が後期高齢者医療へ移行し始めているところから増加となりまして、差し引き計で約22億8,000万円の減少と見込まれています。そのため、当市におきましても納付金

の額が約3,600万円減少するものと見込んでいますが、一人当たりの納付金額は被保険者数の減少に伴い増加いたします。令和5年度の保険料は財政調整基金の繰り入れを行うことによって、一人当たり9万4,000円程度の見込みとなる予定です。

8ページをお願いいたします。歳入です。国民健康保険料、被保険者数は4,235人で見込んでおります。ちなみに令和4年度は4,685人でした。

10ページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金です。法定内繰入のルールに沿って繰り入れるもので、法定外繰入はございません。

中段、財政調整基金の繰入金です。ここにつきましては、保険料引き上げの激変緩和を目的として繰り入れを行います。令和4年度末の基金残高見込みが2億7,400万円です。繰り入れをすることによりまして、令和5年度末の基金残高は2億2,560万円となる見込みでございます。

13ページをお願いいたします。歳出です。下段、保険給付費、一般被保険者療養給付費でございますけれども、近年の診療費の推計を参考として、一般被保険者療養給付費と次ページの一般被保険者高額療養費を算定しております。

16ページをお願いいたします。中ほど、3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体の算出基礎額によりましてそれぞれ算出し計上しております。

次ページをお願いいたします。4款、保険事業費です。保険事業費につきましては、主に保険料を財源として賄われております。

次ページをお願いいたします。上段、保険事業費の特定健診・保健指導事業費です。こちらでは詳細健診を実施することとしておりまして、疾病リスクの早期発見と重症化予防の取組を行います。

次に、直営診療施設勘定につきましてご説明をいたします。

37ページをお開きください。直診勘定の歳入です。診療収入につきましては、それぞれの診療所での診療見込みによりまして積算をしております。

40ページをお願いいたします。下段、事業勘定からの繰入金です。へき地診療所の運営要請に対する県からの特別調整交付金分でございます。その中で宮川診療所でございますが、1,097万3,000円のうち110万円につきましては、CR装置更新にかかるものでございます。基準額が330万円で国庫の補助金が3分の1ですので110万円分この中に入っているという形になります。令和4年度は河合診療所、令和5年度が宮川診療所という形になっております。

次ページをお願いします。最下段、市債です。こちらが今ほどご説明いたしました宮川診療所のCR装置、レントゲン画像取り込み装置の更新分でございます。

45ページをお願いいたします。歳出です。医業費、01医療用機械器具費の17備品購入費でございますが、こちらが今ほど歳入のほうでご説明をいたしました、宮川診療所、レントゲン画像取り込み装置の更新分の一般備品購入費でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

結局、新年度から平均6,000円くらい年間保険料が引き上がるんですね。これって、総額にするとのくらいですか。加入人数で掛けると。

□保険年金係長（廣元久之）

大体2,500万円を予定しております。

○委員（籠山恵美子）

それなりに基金は財政調整基金持っていますよね、これを取り崩してしまうと、もう先がないという感じですか。

□保険年金係長（廣元久之）

先ほど部長から説明あったように、今のところ2億7,400万円の基金があります。来年はそのうち4,900万円を崩す予定です。前回、全員協議会で説明させていただいたみたいに、計画的に基金を投入して、急な値上がりがないように、約6,000円ずつ上げていくというような計画をお話させていただいたところです。

もしこの基金が仮になくなったとすると急激な保険料の値上げになってしまうため、計画的に基金を投入し、毎年約6,000円ずつ上げていきたいというようなことを考えているところです。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、例えば財政計画のローリングというところを見ますと、これ令和11年度あたりになると、ここになると年6,000円ずつ平均引き上げていくと、基金を繰り入れなくても保険料だけで県とのやり取りはできるという、こういうことでしたか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

毎年ですね、この持っている基金を順番に崩して行って6,000円ずつ上げていくと、令和13年度でようやく基金を入れなくても、基金をここでゼロにする計算にはしているんですけども、それで保険料だけで賄えるというシミュレーションをかけています。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第45号 令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

●委員長（住田清美）

引き続きまして、議案第45号、令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、議案第45号、令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書でご説明申し上げます。歳入・歳出をそれぞれ4億6,280万円と定めるものです。後期高齢者医療につきましては、75歳以上の方が加入する保険医療制度で、保険料は県の広域連合で決定をいたします。この特別会計は保険料を納めていただき、この会計から広域連合へ納めるものです。また被保険者の保健事業を実施するという会計でもあります。令和5年度予算編成では、令和4年9月30日現在の被保険者数を基準としておりまして、5,291人で算定をしております。ち

なみに令和4年度の予算編成では、5,241人をベースといたしました。

5ページをお願いいたします。歳入です。01款、保険料につきましては広域連合からの指示額を計上しております。それから03款、繰入金の一般会計繰入金につきましても広域連合からの指示額でございます。次ページをお願いいたします。下段、諸収入の保健事業費受託事業収入でございます。こちらにつきましては、すこやか健診、さわやか口腔健診等の保健事業の実施費用と、飛騨市民病院との連携協働による一般介護予防事業やフレイル対策の充実費用に対して広域連合から支払われるものでございます。

次ページをお願いいたします。歳出です。下段、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。納めていただいた保険料を広域連合へ負担金として納めるものであります。また、広域連合の事務費、事業費負担金につきましても、一般会計からの繰入金で広域連合へ納めるものでございます。次ページをお願いいたします。8ページ上段、03款、保健事業費でございます。本年度も、すこやか健診1,300人分、さわやか口腔健診600人分を予算化しております。また、療法士派遣委託料につきましては、飛騨市民病院リハビリ専門職に介護予防事業をお願いするものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第46号 令和5年度飛騨市介護保険特別会計予算

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第46号、令和5年度飛騨市介護保険特別会計予算を議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第46号、令和5年度飛騨市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書にてお願いいたします。

保険勘定の歳入・歳出それぞれ33億5,320万円、事業勘定の歳入歳出それぞれ2,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、第2条のとおりです。

まず、令和5年度は飛騨市第8期介護保険計画、これは令和3年から令和5年の3か年でございます。したがって、最終年となります。介護保険料は第7期と同額で据え置きとなっておりますので、その方針で予算編成も行っております。また、介護サービスにおいては新たな算入は見込んでおらず、介護認定者数につきましては高齢者の減少に比例して減少傾向でございます。ただし、内訳についてみますと、要支援者が微減、中度認定者は大幅に減少、一方、重度認定者は増加している傾向です。

まず、保険勘定からご説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入、介護保険料でございます。被保険者数を9,078人と見込んで算定しております。ちなみに令和4年度は9,200人で

ございました。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、ルール財源として歳出に対する法定負担率により計上しております。

12ページをお願いいたします。繰入金でございます。01日から04目まではルール分でございます。05目、一般会計繰入金でございます。1節の職員給与費等繰入金は、保険給付費と介護認定審査事務費以外の経費の繰入金でございます。2節、事務費繰入金につきましては、介護認定審査事務費の繰入金でございます。

下段、02項、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金でございます。こちらは、1号保険料不足額の補填で保険給付費に充当するものでございます。令和5年度末見込みの基金残高といたしましては、2億1,217万9,000円の見込みでございます。

17ページをお願いいたします。歳出になります。02款、保険給付費の01項、介護サービス等諸費につきましては、ほぼ横ばいで予算計上をしております。

続きまして、事業勘定について説明いたします。41ページをお願いします。こちらは事業勘定でございます。要支援の方のプランを作成するもので、地域包括支援センターの重要な業務となります。

まず歳入、サービス収入の介護予防サービス計画給付費収入でございますが、ケアプラン収入、月270件、年間では3,240件の見込みで予算計上させていただいております。

一般会計繰入金につきましては、人件費等の繰入金でございます。

次ページをお願いいたします。歳出です。2款、事業費の1目、介護予防サービス計画費で、昨年と比べまして大きく減額をしております。こちらにつきましては昨年度、包括支援センターの業務支援システムのパソコン一式の入れ替えがございました。今回ございませんので大きくここが減額となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上で本日の予算特別委員会を散会といたします。なお、明日は午前10時から開会といたしますので、よろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時32分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長      住田 清美